

令和八年 六月 青森県議会第三百二十六回定例会会議録 第五号

令和八年六月二十四日（水）議事日程 第五日

午前十時三十分開議

第一、議案第九号についての知事提案理由説明

第二、議案第一号から議案第八号まで、報告第一号から報告第二十四号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第三、議案第一号から議案第八号まで、報告第一号及び報告第二号を委員会付託

第四、発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第五、発議第一号から発議第六号までは、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第六、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第九号についての知事提案理由説明

第二、議案第一号から議案第八号まで、報告第一号から報告第二十四号まで及び公社等経営状況説明書等に対する質疑

第三、議案第一号から議案第八号まで、報告第一号及び報告第二号を委員会付託

第四、発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略し質疑、討論及び採決

第五、発議第一号から発議第六号までは、提案理由説明を行い、委員会付託は省略し質疑、討論及び採決

第六、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十六名

議長 工藤 慎 康

副議長 齊 藤 爾

一 番 工 藤 慎 康

三 番 井 本 貴 之

五 番 小笠原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九 番 大 平 陽 子

十一番 夏 坂 修

十三番 吉 田 ゆかり

十五番 成 田 陽光

十七番 大 崎 光 明

十九番 和 田 寛 司

二十一番 菊 池 勲

二十三番 田 端 深 雪

二十五番 鶴賀谷 貴

二十八番 齊 藤 爾

三十番 蛭 沢 正 勝

三十二番 夏 堀 浩 一

三十四番 川 村 悟

三十六番 今 博

三十九番 丸 井 裕

二 番 阿 部 祐 己

四 番 工 藤 悠 平

六 番 夏 堀 嘉 一 郎

八 番 北 向 由 樹

十 番 齊 藤 孝 昭

十二番 後 藤 清 安

十四番 大 澤 敏 彦

十六番 福 士 直 治

十八番 木 明 和 人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高 畑 紀 子

二十四番 吉 俣 洋

二十七番 花 田 栄 介

二十九番 寺 田 達 也

三十一番 高 橋 修 一

三十三番 櫛 引 ユキ子

三十五番 安 藤 晴 美

三十八番 山 谷 清 文

四十番 山 田 知

四十一番	三橋 一三	四十二番	工藤 兼光
四十三番	森内 之保留	四十四番	清水 悦郎
四十五番	田中 順造	四十六番	田名部 定男
四十七番	伊吹 信一	四十八番	鹿内 博
欠員	二名		
二十六番	三十七番		

出席事務局職員

局長	工藤 正明	次長	角田 真士
議事課長	角田 正人	総括主幹	下村 恭子
総括主幹	山口 友一	総括主幹専門員	中野 弥寿喜
主幹	山田 祥子	主幹	畠山 裕太
主査	北沢 友規	主事	山口 奈津紀

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	宮下 宗一郎
副知事	小谷 知也
副知事	奥田 忠雄
総務部長	三浦 猛史
財務部長	千葉 雄文
総合政策部長	後村 文子
こども家庭部長	細谷 健司
交通・地域社会部長	舩木 久義
環境エネルギー部長	豊島 信幸
健康医療福祉部長	秋野 桂
経済産業部長	上沢 謙一
観光交流推進部長	工藤 泰正
農林水産部長	栗林 豊

県土整備部長	新屋 孝文
危機管理局長	築田 潮
国スポ・障スポ局長	出崎 和夫
会計管理者	佐藤 剛
教育長	風張 知子
警察本部長	安田 貴司
監査委員	佐々木 知彦
理事(教育次長)	坂上 佳苗
警務部長	中村 寛
監査委員事務局長	佐藤 広之

○議長(工藤慎康) おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長(工藤慎康) 知事より、議案が送付されましたので、配付しております。《登載省略》

議案第九号を議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事(宮下宗一郎) おはようございます。ただいま上程されました追加提出議案について御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思えます。

議案第九号「青森県副知事の選任の件」は、このたび、青森県副知事小谷知也氏から、来る七月二十六日をもって退職したい旨の申出があり、これを承認いたしましたので、後任の副知事として大田圭氏を適任と認め、同氏を選任いたしました。御同意を得るためのものであります。何とぞ、慎重御審議の上、原案どおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議案等に対する質疑

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第八号まで、報告第一号から報告第二十四号まで及び公社等経営状況説明書等を一括議題とし、質疑を行います。

質疑は議題外にわたらないように願います。

十六番富士直治議員の発言を許可いたします。――富士議員。

○十六番（富士直治） おはようございます。自由民主党の富士直治でございます。

まずは、一昨日、小谷副知事が辞職願を提出されました。非常に残念であります。小谷氏は、令和三年八月、本県総務部長に就任、その後、宮下県政となつてからは副知事に起用され、就任当初は総務部長と兼務という前代未聞の二刀流で宮下知事新体制の右腕としてその手腕を遺憾なく発揮されました。これまで本県行政に多大な御貢献をいただいたことに深く感謝を申し上げるとともに、これまで培われた青森県への理解とつながりをぜひ今後も大切にいただき、国と地方を結ぶ力として、引き続きお力添えを賜ればと願うところでございます。大変お疲れさまで――まだ一か月でございます。

それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思います。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」について質問いたします。

歳出三款一項四目「老人福祉費」、介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助の内容等について伺います。

介護現場では、人材不足や物価高騰が進む中で、サービス提供の継続そのものが大きな課題となっております。こうした状況を踏まえ、県が本補正予算に計上した介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助は、地域の介護基盤を守る上で重要な施策であると認識しております。

そこで、まず初めに、本事業の概要について伺います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 本事業は、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設がサービスを円滑に継続できるよう、資材や設備、備品の購入費用を支援するとともに、介護保険施設等が入所者の栄養、心身の状況等を考慮した食事提供サービスを継続できるよう、食料品の購入費等を支援するものです。

なお、この補助は、国の補助金を活用することとし、令和七年度二月補正において、国の交付方針に従って補助額を決定しましたが、今年度、国から追加交付の方針が示されたことから、補助単価を引き上げることとしたものです。

○議長（工藤慎康） 富士議員。

○十六番（富士直治） 令和七年度二月補正で一度補正したところに、国からの追加の補助金によりまして補助単価の引上げということで今回の補正であると認識いたしました。

それでは次に、事業者への交付時期について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 今後、県において補助金交付要綱を制定し、七月中にプロポーザルにより申請受付、審査等を実施する委託業者を決定し、九月から十月末までを申請受付期間として、補助金交付に向けた手続を進めていくこととなります。県としては、事業者に対し、年内に交付を完了することを予定しております。

○議長（工藤慎康） 富士議員。

○十六番（富士直治） 年内に交付できるようにということでございます。事業者は、物価高騰によりまして経営が現在でも厳しいと考えますし、利用者のサービス低下への懸念もございますので、できる限り速やかな交付をお願いしたいと思います。

続きまして、歳出六款一項二目「農業振興費」、スマート農業チャレンジ支援事業の取組等について伺います。

本県農業は、担い手の減少や高齢化、労働力不足が深刻化する中で、生産性の向上と省力化を同時に実現する新たな仕組みづくりが急務となっております。

こうした課題に対応するため、県が本補正予算に計上したスマート農業チャレンジ支援事業は、スマート農業技術の導入を後押しし、現場の負担軽減と収益性向上を図る重要な施策であると認識しております。

これまでも県はスマート農業機械の導入支援やスマート農業実証試験などを手厚く行ってきたと認識しておりますが、本事業を今回の補正予算に計上した背景について伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、担い手の減少や物価高騰が続く中、令和七年度二月補正予算でスマート農業チャレンジ支援事業を立ち上げ、省力化や軽労化が期待できるスマート農業機械等の導入を支援することとし、今年度、要望調査を実施したところでございます。

その結果、予算額二十億円を大きく上回る要望があったことから、経営発展に挑戦する農業者に寄り添い、時期を逸することなく支援していく必要があると考え、本定例会に所要の予算を計上することとしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 当初予算を大きく上回る申込みがあったということは、それだけ農家の関心が高く、要望にマッチした事業だと理解いたしました。しかし、先ほどの議案と同様に、採択には要件があつて、スピード感のある実施が求められると考えます。

そこで、事業の実施に向けて、今後どのように進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 県では、本補正予算成立後、速やかに事業計画書を審査し、規模拡大や労働時間の削減といった成果目標の達成

見込み、導入する農業機械の規模、性能の適切性などを確認の上、必要に応じて助言、指導を行いながら、七月には採択したいと考えています。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 七月から順次採択する予定という御答弁をいただきました。

これまで、様々な場面で大規模農場やＩＴを活用した先進的な農家の方々を見学させていただきましたが、やはり時代とともに農業を取り巻く環境も変化していると感じます。本県農業が新技術を取り入れることによりまして、持続可能で他に負けない強い農業となるよう、継続した支援をよろしくお願いいたします。

次です。歳出六款六項四目「水産業企画調査費」、水産業関連物価高騰対策支援事業費補助の内容等について伺います。

本県の水産業を取り巻く環境は、海水温の異常上昇、ＴＡＣ等の資源管理による漁獲制限などにより、近年ますます厳しい経営環境となっております。それに加えて、業種にかかわらず社会問題となっております燃油価格や資材費の高騰が長期化する中で、漁業経営の安定が揺らぎ、操業継続そのものが危ぶまれる深刻な状況にあります。こうした厳しい環境下で県が補正予算に計上いたしました水産業関連物価高騰対策支援事業費補助は、漁業者の負担軽減と地域水産業の維持に向けた重要な支援策であると認識しております。

一方で、水産業が地域経済と雇用を支える基幹産業であるからこそ、本事業がどのような支援なのか、どういったものが対象になるのか、具体的な内容を明確にする必要があると考えます。

そこでまず、本事業を実施することとした経緯について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 県では、主要魚種の不漁や物価高騰が続く中、令和七年度二月補正予算で水産業関連物価高騰対策支援事業を実

施することとして、経営コストの削減につながる設備等の導入に係る要望を調査いたしました。

その結果、予算額七千八百二十二万円を大きく上回る要望があり、経営の継続や発展に取り組む漁業者や養殖業者、漁協の意欲とニーズに対応するため、本定例会に所要の予算を計上することとしたものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 経営コスト削減につながる設備導入に係る要望調査の結果、漁業者や養殖業者等の意欲とニーズに対応した支援との御答弁でございましたが、それでは続きまして、本事業の内容について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 本事業は、物価高騰の影響を受けている漁業者等が、経営コストの削減や生産性向上につながる設備等の更新や導入、改修に要する経費の二分の一相当額を支援するものです。

具体的には、省エネ効果が高く、燃油使用量の削減につながるエンジンやLED集魚灯のほか、省力化につながる自動給餌機の導入などを想定しております。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） エンジンや自動給餌器など、具体的な支援対象例を挙げていただきました。この事業は物価高騰対策に対しての事業でありますので、漁業者の負担軽減という目的には合致していると考えます。

しかし、地域水産業の維持という観点からは、高水温の影響や漁獲制限によって深刻な経営状況が続いている漁業者の皆さんも多くいらっしゃいます。そういった魚種を生業（なりわい）としている漁業者は、また違った形での支援を望んでおりますので、そういった課題にももう一步踏み込んでいただき、本県漁業が持続可能な漁業となるため、さらにきめ細やかな支援を要望したいと思います。

次です。歳出十款一項五目「教育指導費」、歳出十款四項三目「教育振興費」及び歳出十款四項四目「学校建設費」、高等学校教育改革先導校創出事業の取組等について伺います。

本県の将来を担う人材をいかに育成していくかは、地域の産業構造の変化や人口減少が進む中で、極めて重要な政策課題となっております。近い将来、特に地域経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの中でも、いわゆる理系人材の不足が懸念されており、先日、丸井議員の一般質問の中で御答弁もございましたが、本県においても人材育成が急務であると考えます。

そこで、本事業に取り組むこととした経緯について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、人口減少と少子化が進行し、社会が変化する中において、本県の全ての子供たちの学びの質を保障し、高めていく必要があるため、計画的に高校教育改革に取り組むこととしています。

このような中、文部科学省では、社会変化に対応する高校教育を教育委員会や大学、産業界などが一丸となつて実現することが必要であるとの考えから、公立高等学校等における教育改革を推進するため、都道府県が行う取組に必要な経費に対し、補助金を交付することとしました。

国の補助金を活用することにより、本県の高校教育改革をより一層効果的に実施できるようになると考えられることから、国が示すアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成など、三つの類型に関する先導的な取組を行う拠点を創出し、その取組を地域全体に普及させることとしたものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） アドバンスト・エッセンシャルワーカー育成等、ニーズに対応した教育機会の確保の三つの類型に四校を選定して支援

を行うという御答弁でございました。しかし、新規の取組を実施するためには、教職員の皆さんにも負担を強いることにつながるという懸念がございます。

そこで、本事業の実施に当たりまして、教員の負担が過度なものとならないよう、どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、教員の負担に配慮し、学校外の関係機関との連携を担うコーディネーターや事業運営を行う事務職員を新たに配置するとともに、庁内関係課及び学校関係者で構成するプロジェクトチームを設置し、持続可能な実施体制を整えることとしております。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 持続可能な実施体制を整えるというところで、これまでも教員の新しい事業というところでは、ＩＴを活用したものですとか、そういう先生方も学ばないといけないということがたくさんありましたので、教員の負担が過度なものにならないように配慮していただければと思います。

本事業の目的は、あくまで時代のニーズに合った人材育成であり、高等学校で高度な教育を受けられる機会の創出や教育環境づくりという点では非常によい事業だと考えます。

しかし、環境という点におきまして、本県では、工業系学部を持つ大学は八戸工業大学と弘前大学だけであります。理系人材の育成は、高校での学びを基礎として、大学でより高度な専門分野を学ぶことにより、地域で活躍できる人材が育っていくと考えます。

もう一つ先の本県の未来への道筋として、八戸市、弘前市のほか、ぜひ県都青森市にも工業系学部を誘致していただき、多くの若者が他地域に行かずとも地元で高度な教育を受け、生まれ育った地域で活躍できる教育環境づくりを目指していただきたいと思います。それはまた別の

一般質問等での機会で議論したいと思います。

次です。議案第二号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、危険鳥獣捕獲等手当の内容等について伺います。

近年、全国的にツキノワグマをはじめとする危険鳥獣の人里への出没が相次ぎ、本県においても人身被害の発生や生活圏への侵入が深刻な課題となっております。先般、県庁から歩いて数分の商業施設にも出没し、緊急銃猟が行われたことは記憶に新しいところでございます。

こうした状況を受け、昨年には関連法が改正され、市町村長の判断により市街地でも銃猟を可能とする緊急銃猟の制度が創設されました。警察においても同様に、市街地等に出没したツキノワグマを駆除するため、特殊銃であるライフル銃の使用が認められるなど、現場対応の高度化と危険性の増大が顕著になっております。

そういったことから今回の条例案提出となったと考えますが、改めて危険鳥獣捕獲等手当を新設する趣旨について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 議員からも御発言がありましたとおり、昨年、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が改正され、ツキノワグマ等について、市町村長の判断で人の日常生活圏での銃器を使用した捕獲等を可能とする緊急銃猟の制度が創設されるとともに、市町村長から応援の求めがあった場合は、県職員も捕獲等の業務に従事することとされました。

また、警察においては、緊急銃猟への協力を行うほか、警察官等特殊銃使用及び取扱い規範が改正され、ツキノワグマ等が市街地等に出没した場合に、ライフル銃を使用して捕獲等をする任務が加わりました。

こうした状況から、県では、知事部局等の職員及び警察職員がツキノワグマの捕獲等に従事した場合における、その業務の危険性等を踏まえ、特殊勤務手当として危険鳥獣捕獲等手当を新設することとしたものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 知事部局職員や警察職員がこれまで以上に危険性の高い捕獲・駆除業務に従事せざるを得ない状況が生じているということから、その業務の危険性を適切に評価するため、今回の手当の新設になったと理解いたしました。

それでは次に、危険鳥獣捕獲等手当の支給額及び算定根拠について伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（三浦猛史） 危険鳥獣捕獲等手当の具体的な支給額については、今後、人事委員会規則で定めることとなりますが、知事部局等の職員及び警察職員が緊急銃猟等の際にツキノワグマの捕獲等の業務に従事した場合は月額千五百円、警察職員がライフル銃を使用してツキノワグマの捕獲等の業務に従事した場合は、月額千六百四十円とすることを想定しています。

これらの支給額については、業務の内容等を踏まえ、現行の特殊勤務手当のうち、銃器を使用した犯罪現場における犯人逮捕等の業務に対して支給される銃器犯罪捜査手当の額に準じて設定したものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） ツキノワグマの捕獲等の業務に従事した場合が月額千五百円で、警察部局の職員が特殊銃によつてツキノワグマの捕獲等の業務に従事した場合、月額千六百四十円という金額になったわけですが、いずれにしても、この支給額が適正金額であるかという判断は私ではありませんが、既存の手当に準じているということは理解ができました。鳥インフルエンザ発生時の感染症等防疫作業手当の月額六百円との差は命の危険というところの度合いだと思いますが、自身の安全を第一に業務に従事していただきたいと思います。

次に、議案第六号「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてであります。

まず、条例の一部を改正する理由及び内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 令和三年十一月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画において、青森西高校及び浪岡高校の統合による東青地区統合校と、大湊高校及びむつ工業高校の統合による下北地区統合校を来年度に設置することとしています。

このため、昨年度、統合対象校の関係者等で構成する東青地区統合校開設準備委員会及び下北地区統合校開設準備委員会を開催し、統合校の名称案、目指す人材像、教育活動等について協議の上、その結果を報告書として取りまとめたいただきました。

この報告書を踏まえ、東青地区統合校を青森西ヶ丘高等学校、下北地区統合校をむつ大湊高等学校として令和九年四月に新たに設置するものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） それでは次に、東青地区統合校の名称案を青森県立青森西ヶ丘高等学校とした理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 統合校の名称案については、開設準備委員会から、青森西高等学校、青森西陵高等学校、青森桜花高等学校、青森新域高等学校、青森桐和高等学校、青森西ヶ丘高等学校の六つの候補が提案されました。

県教育委員会では、開設準備委員会から提案された六つの候補を検討対象とした上で、新たな学校の出発として校名を一新しつつも、統合となる両校の歴史や伝統を尊重して、現在の校名の要素を引き継いでいること、読み書きともに平易で分かりやすく、県民に広く浸透していくことが見込まれることなどを総合的に勘案し、決定したものです。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 六つの候補から選んだということでございます。

た。県民に広く浸透していくのが本当によいことだなと思います。

東青の高等学校は、東西南北でありますとか、中央であったり、そういった地域、場所というところの名前が多いものですから、この西ヶ丘という名前が早く浸透していけばいいなと思っております。

それでは、東青地区統合校の開設に当たり、青森西高等学校や浪岡高等学校において、これまで取り組んできた特色のある教育活動の引継ぎに向けた検討状況について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 開設準備委員会から提出された報告書では、引き継ぎたい教育活動として、青森西高校のおもてなし隊などの地域貢献活動や、浪岡高校のボランティア活動などが示されました。

このことを踏まえ、今年度、青森西高校内に設置した開設準備室と連携し、教育活動の具体的な内容について現在検討しております。

○議長（工藤慎康） 福士議員。

○十六番（福士直治） 統合校の開設に当たりましては、単に学校を再編するだけでなく、これまで各校が積み重ねてきた歴史や伝統、地域に根差した特色のある教育活動をいかに継承し、さらに発展していくかが極めて重要だと考えます。開設準備委員会の報告書におきましても、青森西高校の地域貢献活動や浪岡高校のボランティア活動など、引き継ぐべき教育活動が示されており、これらが新たな学校の教育力として、どう生かしていくのかが問われると考えます。

現状、東青地区の高校は、学級数で見した場合、専門高校を含め、東地区は四校で二十三学級、西地区は二校で十一学級、中央地区は二校で八学級となり、青森市東部に偏在している傾向がございます。このことは、私たちの住んでいる地域に、学校の少ない西地区の子供たちが東地区の学校に通学せざるを得ない状況がつくり出されていると考えます。

さらに、東津軽郡上磯地域の子供たちは、唯一の地元の高校でありました青森県立青森北高校今別校舎が閉校したため、地域の子供たちのほ

とんどが青森市内の学校に何らかの交通手段を用いて通学している現状がございます。私は、上磯地域の子供たちのためにも、自分の住んでいる場所から津軽線で通える学校が地域には絶対必要だと考えておりますし、県もまた、「第二期実施計画（案）」に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方」の中で、「青森東高校平内校舎、青森北高校今別校舎の募集停止により郡部に高校が所在しない状況になったことを踏まえ、当該地域の中学生の進路の選択肢を確保する必要があるとともに、通学環境にも配慮する必要があると考えている」と明記されております。私も全く同じ考えです。それは、まさに西地区の学校を現在ある場所に存続させないと達成できないことであり、各校が積み重ねてきた歴史や伝統、地域に根差した特色ある教育活動の継承にもつながると考えます。

学校の在り方地区検討委員会の学校配置シミュレーションでは、またもや募集停止による学校の統合や新設について意見がございました。私は、学級減はある程度許容する必要があると考えますが、毎回統合、新設が提案されることには違和感を感じております。学校の在り方として通学環境にも配慮した検討をお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 九番大平陽子議員の発言を許可いたします。——大平議員。

○九番（大平陽子） オール青森、大平陽子です。早速ですが、通告に従いまして、順次質疑に入らせていただきます。

初めに、議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」についてです。

歳出二款七項四目「保安行政費」、LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業の概要等についてから伺います。

この議案については、先日の一般質問で清水議員もお伺いしており、繰り返しとなりますが、まずは、本事業の概要についてお伺いいたしま

す。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 本事業は、今般、国において、電気・都市ガス料金の支援を行うことや、県内のLPガス価格が高止まりの状況にあることを踏まえ、国の支援の対象とならないLPガス料金について、国の重点支援地方交付金を活用して、LPガスに係る生活者支援を講じるものでございます。

具体的には、県内でLPガスを利用している一般家庭に対し、一世帯当たり二千元を上限とする負担軽減措置を行うものでございます。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 昨年の夏は千円の支援額ということでしたが、たけれども、今回、一世帯当たり二千元という金額となりました支援額の設定の考え方について伺いたいします。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 本事業の一般家庭一世帯当たりの支援額は、国が実施する都市ガス料金の負担軽減策に準じて、本県における令和三年と令和八年のLPガスの平均的な小売価格を比較して、その値上がり額を基に、国の補助単価や支援期間を踏まえ、二千元としたものです。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 支援額の設定の考え方について理解いたしました。日々生活している者としては、物価高騰や光熱費の上昇が毎月負担としてのしかかっているなというのを実感しております。世帯当たりというところで、世帯人数による不平等感も少しあるのかなと思いますけれども、本事業における今後の支援の実施スケジュールについても伺いたします。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 現在、令和七年度二月補正予算で措置し

た支援事業につきまして、各販売事業者が一般家庭の令和八年六月分のLPガス料金から減額を実施しているところであり、各販売事業者に対する補助金の交付事務を行っている一般社団法人青森県エルピーガス協会が対応中となっております。

お尋ねの今回の支援の実施時期につきましては、こうした事情、状況を踏まえつつ、同協会と協議して検討しているところであり、現時点においては、今秋のLPガス料金から減額することを想定しております。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） ぜひ速やかに実行していただくことをお願いいたします。

次に、歳出七款二目「商工業指導費」、トラック運送事業者物価高騰対策事業費補助の内容等について伺いたいします。

中東情勢の影響によりまして、私たちの毎日の暮らしのほかに、燃料費の高騰など、事業者にも様々な影響が及んでおります。

初めに、本事業の概要について伺いたいします。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本事業は、重点支援地方交付金を活用し、公益社団法人青森県トラック協会を通じて、燃料費等の価格上昇の影響を受けている県内トラック運送事業者に対し、保有する車両台数に応じて運行支援金を給付するものです。

具体的には、県内トラック運送事業者が保有する約一万四千六百台の車両を対象に、一台当たりの支援単価を大型車六万円、中型車三万円、小型車二万円として、申請に基づき給付することとしています。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） それぞれの車両クラスに応じて支援するというところでございます。

次に、燃料高騰などで物流業界にはかなりの影響が出ていることと思いますけれども、これまでのトラック運送事業者に対する燃料費等の支

援実績についても伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県では、これまで、令和四年度九月補正予算、令和五年度五月補正予算及び令和六年度二月補正予算において、車両台数に応じた運行支援金を給付してきました。

これまでの支援実績は、延べ三千五百四十事業者、車両台数三万八千四百四十五台に対し、合計十八億七千九百六十五万円となっています。

なお、令和七年度二月補正予算による運行支援金については、公益社団法人青森県トラック協会において、去る五月二十六日から申請受付を開始しており、順次給付を進めていくこととしています。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 現在も申請を受け付けてやっているということでした。

青森県は、物流業界においても地理的に遠いということで不利な立地条件となっております。トラック運送事業者は、物価高騰の影響を受けやすい業界です。安定的な物流の確保のためにも継続的な支援が必要と考えますので、これからも切れ目のない継続した支援をしていただきま

すようお願い申し上げます。

次に、歳出十款一項五目「教育指導費」、歳出十款四項三目「教育振興費」及び歳出十款四項四目「学校建設費」、高等学校教育改革先導校創出事業の取組等について伺いいたします。

こちらに関しましては、先日の一般質問で丸井議員が質問されており、ました。この事業は、二〇四〇年に予想される理系人材不足などの懸念を踏まえまして、産業イノベーション人材の育成と成果の普及が目的の一つとなっていることです。アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援として三本木農業恵拓高校と弘前工業高校が、理数系人材育成支援として八戸北高校が、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保として青森南高校の四校が本事業における高等教育改革を先導す

る拠点、いわゆる改革先導校として選定されています。

そこで、改革先導校を選定するに当たっての視点について伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 文部科学省からは、都道府県からの申請について、先ほど議員からもお話がありましたが、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援に関する類型、理数系人材育成支援に関する類型、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に関する類型の三つの類型で最大四拠点までと示されています。

これらのことを踏まえ、本県における課題や産業構造、各校がこれまでに蓄積してきた専門的で特色ある教育活動に加え、大学、企業等との連携基盤などを勘案し、四校を選定いたしました。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） ただいまの答弁で選定の視点については理解いたしました。

先導校として四校選定されておりますが、県内には同様の教育課程や学科がある高校がほかにもあります。頂いた資料によりますと、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組、成果を域内の高校に普及するとあります。

そこで、改革先導校における取組、成果をほかの高等学校にどのように普及させるのか伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 改革先導校における取組、成果については、整備する施設設備の活用による教育活動の実施、教員向け研修会の開催による指導方法の共有、成果発表会等の合同開催や教員同士のコミュニケーション機能を備えたプラットフォームによる事例共有等を通して、他校に普及させることとしております。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 今の答弁にありましたような取組を進めていくためには、教員や指導者などのスキルアップなども必要かと考えます。指導者のスキルアップや確保はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 本事業における取組を充実させるには、議員おっしゃるとおり、教員の資質、能力の向上が大切であると考えております。このため、企業や大学等と連携した研修や機械等の設備操作に係る実技研修などを通じて、教員の指導力向上を図ることとしております。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 先ほど富士議員への答弁の際に、教員負担にならないようにということで、コーディネーターや事務職員の配置もしていくというようなお話でした。ぜひそういったこともしながら指導者のスキルアップも確保していただきまして、学びの質向上を図り、人材育成に努めていただくようお願い申し上げます。

次は、議案第六号「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてお伺いいたします。

先ほどの富士議員への答弁では、条例改正の理由や内容について答弁がありました。県立青森西ヶ丘高等学校とむつ大湊高等学校の二校が来年度の開校に向けて準備を進めていることと思います。夏休み中には中学生の体験入学や見学会などを実施されることと思います。

学校に関しましては、校訓や校章、校歌、また、教育課程の準備、生徒に関しましては、制服や体操着の決定など、統合校の開校に向け、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 東青地区統合校及び下北地区統合校の開設に必要な準備を進めるために設置したそれぞれの開設準備委員会では、統合校の名称案や、校訓、校章、校歌、制服の方向性、特色ある教育活動、

目指す人材像などについて協議し、その結果を報告書として取りまとめていただきました。

この報告書を踏まえ、県教育委員会では、青森西高校内及びむつ工業高校内に設置した開設準備室と連携しながら、令和九年四月の開校に向け、準備を進めています。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） これまでは統合校開設準備委員会で議論したり、準備してきたことですが、開設準備室の構成及び役割について、どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 開設準備室は、室長、副室長、室員二名の計四名の教職員で構成され、統合校の開校に向け、教務、生徒指導関係の諸計画及び手続等に関すること、募集及び選抜に関すること、その他統合校の開校、運営に関することなどの事務を所掌しております。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 今の答弁によりますと、これまでの保護者や教育関係者も入ったりしていた統合校開設準備委員会とは異なりまして、教職員など学校関係者だけで構成されているようなお話です。

今から十年ほど前になりますけれども、黒石市内の小・中学校も統合しまして、小学校が十校から四校に、中学校は四校から二校に統合されております。私は、市内の小・中学校の統合の際に保護者として関わりました。子供たちの通学手段やPTAの組織づくり、また、制服や体操着を決めることに携わった経験もあります。本当に大変だったわけですが、それでも、そこで、統合校の開校に向けまして、生徒や保護者の意見も反映すべきと考えますが、県教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 統合校を魅力あるものとするためには、開校に向けた準備の過程において、生徒や保護者の意見を取り入れることも大

切であると考えます。

このため、制服について、中学生や高校生にアンケートを行った上でデザインを決定したほか、教育活動等についても、開設準備委員会の委員である保護者から様々な意見をいただきました。

今後、統合校の開設に向け、生徒を含む関係者の意見を聞きながら準備を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 様々皆さんの意見を取り入れながら開校に向けて準備しているということです。

これから入学するのは今の中学生ということになりますけれども、ぜひ準備万端で、夏休みの体験入学の際などに間に合わせていただければと思います。

次に、議案第二号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、危険鳥獣捕獲等手当の内容等について伺いいたします。先ほどの富士議員の質問の際には趣旨などについて答弁されておりました。連日報道されておりますように、今年は熊の出没時期が例年より早く、県内でも既に三件緊急銃猟を実施しております。青森市内での捕獲の様子は全国から注目を浴びたところですが。

昨年九月から施行されました緊急銃猟制度により、市町村が実施するツキノワグマ等の緊急銃猟の応援において、県職員はどのような業務に従事するのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 緊急銃猟において、知事が市町村長から応援の求めを受けた際に、県が従事することが想定される業務といたしましては、緊急銃猟の要件確認などの補助、障害物の除去や緊急銃猟の様子の記録、危害防止のための通行制限、付近の住民等への避難指示などでございます。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 緊急銃猟の実施主体は市町村となっておりますので、市町村から応援の求めがあった場合などに従事することになるかと思っておりますので、対象者はそれほど多いわけではないかと思っております。

先月の青森市内で緊急銃猟を実施した際には、警察官が避難誘導などの対応をされているのを報道で見ました。

次に、ツキノワグマ等の出没に対しまして、警察職員はどのように対応するのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 警察では、ツキノワグマ等が市街地及びその付近に出没した場合には、市町村をはじめとする関係機関、団体と連携しつつ、安全確保の呼びかけ、避難誘導、警戒活動等を実施するほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市町村長が実施する緊急銃猟に協力するなど、地域住民の安全確保を最優先として対応することとなります。

このほか、特に緊急を要する場合には、警察官職務執行法第四条第一項に規定する避難等の措置により、警察官が現場に帯同している猟友会員に対して、猟銃を使用して熊を駆除するよう命ずることとなります。

また、緊急銃猟が行われるかどうか不明である、または猟友会員等の確保ができないなどの場合には、警察において、追加的、緊急的な措置として、青森県警察熊駆除対応プロジェクトチームの現場対応ユニットを出動させ、安全確保措置を行った上で、警察官職務執行法第七条に規定する武器の使用を根拠に、警察官が特殊銃であるライフル銃を使用し、駆除を行うこととなります。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 警察職員の対応に対しましては、様々多岐にわたって、対応も既になされているということで安心いたしました。

県内では、今年に入りまして、既に八戸市、平川市、青森市で三件の

緊急銃猟が実施されておりますが、緊急銃猟まで至らなくても、似たような対応をされることもあるかと思えます。

そこで、危険鳥獣捕獲等手当の支給対象業務について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（三浦猛史） 危険鳥獣捕獲等手当の具体的な支給対象業務は、今後、人事委員会規則で定められることとなりますが、主なものとしては、警察職員が行うライフル銃によるツキノワグマの捕獲等の業務のほか、市町村による緊急銃猟等の実施に際して、知事部局等の職員または警察職員が現場で行う障害物の除去、緊急銃猟の様子記録、付近の住民等への避難指示などの業務を想定しています。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 今後も熊が出没していくことは予想されますので、ぜひ対応に当たっては、皆さん安全に気をつけて対応していただきたいと思えます。

次に、報告第一号「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税条例の一部を改正する条例）」、条例改正の概要等について伺いたします。

この条例改正の基となった国の税制改正については、第三百二十五回定例会で菊池議員が一部御質問されておりますが、改めて、今回は条例改正の概要について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） この青森県県税条例の改正につきましては、本年三月三十一日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律のうち、四月一日を施行日とする改正を行ったものであります。

改正の主な内容でございますが、個人県民税の利子割に係る清算制度の導入、不動産取得税の免税点の引上げ、軽油引取税の当分の間税率の廃止、自動車税環境性能割の廃止、自動車税のグリーン化特例の二年延

長となっております。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） 概要について御説明いただきました。

次に、今、答弁にありました個人住民税に関する県民税利子割の清算制度の内容について伺いたします。

○議長（工藤慎康） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 県民税利子割につきましては、金融機関等が納税義務者に支払う利子から税額を徴収し、その営業所等の所在する都道府県に納入する仕組みとなっております。

一方で、近年、本店以外の営業所等を持たないインターネット銀行等の利用が拡大してきていることにより、納税義務者の住所地と税の納入地との乖離が拡大している状況になっております。

今回導入された清算制度は、このことを踏まえまして、納入後の利子割額を清算基準額に応じて案分し、都道府県間での税収の帰属を調整するものであります。

○議長（工藤慎康） 大平議員。

○九番（大平陽子） こちらの税収金額というのはそれほど多くはない金額であるかと思いますが、今の答弁にもありましたように、税収帰属が問題視された背景には、東京都への税収が集中していると考えられていることがあったかと思えます。東京都への一極集中は、地方の税収や行政サービスの提供にも影響を及ぼします。地方で暮らす者にとっては、税収の偏在性を小さくするためにも、こういった法改正は進めていければいいなと思っております。

以上で、私からの質疑を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

六番夏堀嘉一郎議員の発言を許可いたします。——夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 立憲民主・無所属の会の夏堀嘉一郎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」について、歳出三款一項一目「社会福祉総務費」、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」及び歳出十款一項九目「学事振興費」、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の取組等について伺います。

福祉施設や児童福祉施設を取り巻く環境は、長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇により、依然として厳しい状況が続いております。一方で、これらの施設は、福祉サービスや子育て支援を支える重要な社会基盤であり、県民が安心して暮らしていくためには、安定したサービスの提供を継続していくことが不可欠であります。そのような中、県において、支援事業を実施していることは大変意義のある取組であると受け止めております。

そこで、まずは本事業の内容等について改めて確認するため、次の三点について伺います。

まずは、本事業の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 福祉施設等においては、サービスの対価が介護報酬等の公定価格で定められており、事業者が独自に価格を設定することはできないこと等から、昨今の物価高騰の影響をより強く受けやすいものと認識いたしております。

こうした状況を踏まえ、県では、国の重点支援地方交付金を活用し、福祉施設等に対し、食材料費等の高騰に係る支援金を支給することとしたものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 次に、本事業のこれまでの実績について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 県では、令和四年度から光熱費や食材料費への支援として本事業を実施しており、その実績は、令和四年度は六千四百四十三施設に対して十三億六千七百九十六万五千円、令和五年度は二回実施しております、延べ九千五百七十二施設に対し、計十七億千三百三十三百円、令和六年度は七千四百四十四施設に対し、六億六千五百二十三万二千五百円、令和七年度は六千三百五十施設に対し、三億四千万四千四百円となっております。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） ただいまの答弁で本事業の実績については確認できましたが、本制度が現場の負担軽減により一層つながるためには、多くの対象施設に活用していただくことが重要でありまして、そのためには、分かりやすく丁寧な周知が必要であると考えています。

そこで伺います。

支援金の対象施設等への周知に向け、どのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 支援金の対象施設等への周知につきまして、本事業は、委託事業者決定後、速やかに特設ホームページ及び新聞等の広告媒体で広く制度の周知を図るほか、申請漏れのないよう対象となる全施設等に対し、郵送により個別に案内をする予定です。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） ありがとうございます。物価高騰の影響は今後も続くことが想定されます。支援を必要とする施設に制度がしっかりと行き渡り、現場の負担軽減につながるよう、丁寧な周知と円滑な事業執行に努めていただくことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。

す。

続きまして、歳出三款一項六目「障がい者福祉費」、障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助の内容等について伺います。

障がい福祉サービスの現場では、人手不足や業務負担の増加などが課題となっております。利用者に質の高いサービスを継続して提供していくためには、従事者の処遇改善と人材の確保、定着が欠かせないものと考えております。

そこで、本事業について改めて確認するため、次の二点について伺います。

まずは、本事業の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 本事業は、令和八年六月に施行された臨時の報酬改定による障がい福祉サービス分野の処遇改善に先立ち、国庫補助事業を活用し、令和七年十二月以降の処遇改善に要する経費について、県内の障がい福祉サービス事業所等に対して支援するものです。

障がい福祉分野の処遇改善に対する支援については、令和七年度二月補正予算に計上し、実施に向け準備を進めていましたが、今般、国から追加交付の方針が示されたことから、補正予算案に所要の経費を計上いたしました。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 事業の概要については確認できましたが、現場からは本事業に大きな期待が寄せられているものと考えます。

そこで、本事業の実施により、どのような効果が期待されるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 昨今の急激な物価高騰や他産業における賃上げ動向の中で、障がい福祉の現場における人材の確保、定着は

極めて重要な課題です。

こうした中、これまで原則として福祉・介護職員に限定していた処遇改善の支援対象を、本事業では、広く障がい福祉従事者全体へ拡大することにより、現場を支える職員に対して賃上げの効果が行き渡ることを可能としております。

本事業を通じて、障がい福祉分野における他業種への人材流出の防止と、質の高い人材の安定的な確保、定着が図られるものと期待しています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 処遇改善は、人材の確保、定着はもとより、利用者の皆様へのよりよいサービスの提供にもつながる重要な取組であると考えております。今後現場の声をしっかりと受け止めながら、継続的な支援に努めていただくことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。

次に移ります。歳出六款一項二目「農業振興費」、スマート農業チャレンジ支援事業の取組等について伺います。

本県農業では、担い手不足や農業従事者の高齢化が進む中、生産性の向上と労働負担の軽減をいかに両立させるかが大きな課題となっております。こうした課題への対応策として、ICTやロボット技術を活用したスマート農業への期待はますます高まっております。県が本事業を実施することは、農業経営の効率化はもとより、持続可能な農業の実現に向けた大変重要な取組であると考えております。

なお、本件については、先ほど福士議員からも質問がございましたが、私からは、別の視点から次の二点についてお伺いいたします。

まずは、今年度実施した要望調査では、どのような機械の導入希望が多かったのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 今年度実施した要望調査では五百三十件

の要望が寄せられ、その内訳は、自動操舵機能付トラクターが二百三十二台で最も多く、次いでキャビン付スピードスプレーヤーが八十六台、食味・収量センサー付コンバインが八十五台、自動操舵機能付田植機が四十九台などとなっています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） ただいま答弁をいただきましたけれども、スマート農業機械の導入を希望される方の多くは、比較的広い農地を有する大規模経営の農業者であるように感じておりました。

一方で、私の地元をはじめとする中山間地域では、農地条件や経営規模の違いなどから、スマート農業に対する関心や導入意欲が十分に高まっていないようにも見受けられます。

その結果、本事業の活用を希望する農業者が限られているのではないかと感じておりますが、そこで、本事業の実施により、どのような効果が期待されるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 本事業の実施により、スマート農業機械の普及が進み、経営規模の拡大や生産コストの低減、労働時間の削減などにつながることから、物価高騰や担い手の減少が続く中にあっても生産性の高い農業の実現が期待されます。

また、スマート農業技術の活用により、初心者でも熟練者と同等のスピードや精度での作業が可能となることから、若者等の農業参入が促され、本県農業の持続的な発展につながるものと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） スマート農業は、省力化だけではなく、新規就農者の確保や若者が魅力を感じる農業づくりにもつながります。今後は、現場ニーズを的確に捉えた技術導入と導入後の支援を進めるとともに、地域の実情に応じた柔軟な支援により、持続可能な農業の発展に努めていただくことを期待します。

次に移ります。歳出六款六項四目「水産業企画調査費」、漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業費補助の内容等について伺います。

近年の燃油価格の高騰により、本県の漁業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。こうした中、漁業者が将来にわたり安定した操業を継続していくためには、燃油価格高騰への支援は重要な取組であると考えております。

そこで、本事業について改めて確認するため、次の二点について伺います。

本事業を実施することとした経緯について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 近年、漁獲数量の低迷に加え、燃油や資材などの価格高騰が続き、漁業者等の経営に重い負担となっており、関係団体から支援を求める声が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、県では、漁業者等の経営安定を図るため、漁業用燃油及び配合飼料の価格高騰分の一部について、昨年度に続き、本年度も緊急的に支援することとしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 御答弁いただいたように、経緯については私も一定程度承知しておりますけれども、事業の目的や具体的な取組内容について、県民の皆様により一層御理解を深めていただくために、改めて伺います。

本事業の内容について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） 本事業は、国と漁業者等の拠出により、燃油や飼料の価格高騰に備える漁業経営セーフティーネット構築事業の加入者を対象に、本年一月から十二月までの補填金のうち、漁業者等があらかじめ拠出した負担額の二分の一相当を支援するものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 燃油価格の変動は、漁業経営に直結する課題であります。今後も、現場の実態や経営状況を十分に把握しながら、必要な支援が適切な時期に確実に届くよう取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

最後は、歳出七款一項六目「地域企業支援費」、中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業の取組等について伺います。エネルギー価格の高騰は、中小企業者の経営に大きな負担を与えております。特にLPガスや特別高圧電力を利用する事業者は価格変動の影響を受けやすく、経営の安定化に向けた支援が重要となっています。県が継続して支援に取り組むことは大変意義のあるものと考えておりますので、次の三点について伺います。

まずは、本事業のこれまでの給付実績について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業のこれまでの給付実績は、第一弾の令和五年度五月補正予算事業については、給付決定件数が二千六百五件、給付決定金額が三億四千二百七十七万四円余、第二弾の令和五年度十一月補正予算事業については、給付決定件数が二千三百三十一件、給付決定金額が一億五千六百四十八万四円余、第三弾の令和六年度二月補正予算事業については、給付決定件数が二千十一件、給付決定金額が八千八百九十一万四円余、第四弾の令和七年度九月補正予算事業については、給付決定件数が千六百三十三件、給付決定金額が二千七百十七万四円余となっています。

なお、第五弾は、来る七月十日が申請期限となっており、現在、申請受付、要件審査及び給付事務を進めています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 給付実績を今御答弁いただいたことで、本事業の活用状況や支援の効果について理解を深めることができました。

その上で、エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者は幅広く存在していると考えますが、本事業において、支援対象をLPガスと特別高圧電気を使用する中小企業者等とした考え方について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 国では、中東情勢が不透明である中、燃料輸入価格の上昇が電気料金等に反映されていくと見込み、使用量が多くなる七月から九月において、低圧電気、高圧電気及び都市ガスについて、料金の値引きによる支援を行うこととしています。国の支援対象外となるLPガスと特別高圧電気は、重点支援地方交付金を活用し、地方において支援することが推奨されております。

このため、本事業では、LPガスと特別高圧電気を事業活動に使用する県内中小企業者等に対して、本年七月から九月の使用量に応じた本県独自の支援金を給付することとしたものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 支援対象の考え方については再確認いたしました。本事業がより効果的な支援となるためには、支援単価の設定も重要な要素であると考えております。

そこで、支援単価の考え方について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業の支援単価は、国が令和七年度に酷暑対策として実施した電気・ガス料金支援単価と、同じく国が今般実施する支援金の単価を比較した変動率を考慮して設定しており、令和八年七月分及び九月分は、LPガスが一立方メートル当たり三十円、特別高圧電気が一キロワットアワー当たり一・三円、暑さの厳しい八月分は、LPガスが一立方メートル当たり三十八円、特別高圧電気が一キロワットアワー当たり一・七円としています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） エネルギー価格の高騰が長期化する中、地域経

済を支える中小企業者が事業を継続していくためには、実効性のある支援が不可欠であります。今後も現場の実情を十分に踏まえながら、制度が分かりやすく利用しやすいものとなるよう期待しております。

終わります。

○副議長（齊藤 爾） 二十四番吉俣洋議員の発言を許可いたします。

吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 質問します。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」について。

物価高騰対策として幾つかの事業が提案されていますが、率直な印象として、これまで何度も議会で質疑をしてきた事業が多いなというものでした。もちろん、それぞれ必要なものと考えますが、中東情勢を受けた新しい事態に対応したものになっているかどうかという検討は欠かせないと思っています。その問題意識で、事業者向けのもの福祉事業者等向けのもの二つに分けて質問します。

まず、事業者向けの事業です。歳出七款一項二目「商工業指導費」、トラック運送事業者物価高騰対策事業費補助及び歳出七款一項六目「地域企業支援費」、中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業の内容等について。

トラック関係者にお話を聞いてきました。燃油高騰の影響はもちろんあるんですが、資材不足の影響も大きく、例えばストレッチフィルムの入手に不安があるということをおっしゃっていました。ストレッチフィルムというのは大きなサランラップのようなものだということで、荷物を梱包する際に固定するために使うものだそうです。これが不足していると。ナフサ不足が経済活動の隅々まで影響を及ぼしています。

質問しますが、提案されたものが中東情勢を受けたエネルギー価格の高騰を踏まえた内容になっているのかどうか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県では、不透明な中東情勢下での経済活動等に支障が生じないよう、国からの重点支援地方交付金を活用し、効果的な支援の実施に取り組むこととしております。

具体的には、トラック運送事業者物価高騰対策事業費補助においては、トラック運送事業者に対し、中東情勢の影響が顕在化した令和八年三月以降の燃料費等の価格高騰分に応じた運行支援金を給付いたします。

また、中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業では、県内中小企業者等の負担軽減を図るため、令和八年七月から九月の三か月間におけるLPガス及び特別高圧電気の使用量に応じた支援金を給付することといたしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 提案されたものは、一つ一つ大事なことでして着実に現場に届くようにしてほしいと思うんですが、同時に中東情勢を踏まえたものになっているかということにはやはり疑問があります。

県中小企業団体中央会が毎月情報誌を出していますが、そこに載っている県内業界景況情報からも各業界に影響が及んでいることが分かり、例えば建設業管工事では、資材入手が困難で工事施工に支障を来しているとされています。ところが、こうした業界には今回の支援は届きません。

お聞きしますが、中東情勢を踏まえた物価高対策として、さらに中小企業支援を強める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 今般の補正予算はエネルギー価格の高騰に対して措置したものでありまして、資材不足でありますとか、目詰まり関係については、県が情報収集をして、国において一元的に調整しているということで、そのような地域の実情を国に届けることで我々は活動しているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） もちろんそういう役割は果たしてほしいと思いますが、さらに踏み込んだ支援が必要だということは述べておきたいと思っています。

もう一つ、福祉事業者等に向けたものについてお聞きします。歳出三款一項一目「社会福祉総務費」、歳出三款一項四目「老人福祉費」、歳出三款一項六目「障がい者福祉費」、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」及び歳出十款一項九目「学事振興費」、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の取組等についてですが、中東情勢に対応したものになっているかどうかをひとつとして、支援を受ける県民から見ても、新たに申請できる事業があるのかどうかというのがあります。ただ、今回の補正予算全体で今後新たに申請できる事業というのは限られています。議題にしている事業はどうか。

本事業の実施スケジュールについて伺います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 本事業は、支援金の支給事務を委託により実施することとしており、六月中旬にプロポーザルにより委託業者を決定し、委託契約締結後に特設ホームページの開設、コールセンターの設置等を行います。

八月中旬から十月中旬までを申請受付期間とし、受け付けた申請については、順次その内容を審査の上、支給し、年内に支給完了することを予定しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 新しい申込みが始まるということですが、介護や障がい福祉の現場の方に声を聞いてきました。物価高騰と資材不足はここでも深刻で、例えばプラ手袋が入手困難になっていると言います。排せつ介助なんかで使ったりするもので文字どおり必需品ですが、それが高くて入手困難だと。行政からの支援は大変ありがたいと言われる

てきましたが、同じような内容の書類が次々と下りてくる。とにかく申請を面倒にしないでほしいという声です。この事業は、定員掛ける幾らで支援金額が決まります。そうすると、申請に必要な数字は、県なり市町村なりで既に分かっているんじゃないかということも想像します。

そこで、申請を簡易にすること、または申請を待たずにプッシュ型で支援金を届けること、こうした運用ができないかどうか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 時間を止めてください。

再開いたします。——健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（秋野 桂） 現在ではそこまで検討は進んでおりませんが、早急に支援金をお届けするところでの対応を最優先しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 先ほどの答弁を聞いていても、大体毎年千ぐらい申請者の数が前後するんですね。それは、つまり千ぐらい使えるはずのところが使えなかったということが想像されます。これはぜひ申請を待たずにプッシュ型の支援、あるいは申請そのものを簡易にすることということとは検討いただきたいと思うんです。

もう一点聞いておきます。提案の中に国庫補助対象外への支出というのがあります。これは、国の補助金の枠にとどまらず、県自身が、重点支援交付金を使うとはいえ、自らの判断で予算を振り分ける判断をしたと言えると思います。

そこで、国庫補助対象外の福祉施設等へ支援することとした理由と支給金額の考え方について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、令和七年度二月補正予算において国庫補助事業を活用し、介護事業所等への食材料費等の支援に係る補助事業を実施することとし、さらに、国庫補助対象外の福祉施設等についても、昨今の物価高騰の影響で経営が厳しい状況にあるため、国の重点支援地

方交付金を活用し、同様の支援を行うことといたしました。

今般、国庫補助事業について国から追加交付の方針が示され、介護事業所等の補助単価を引き上げることとしていることから、国庫補助対象外の福祉施設等においても、同様に支給金額を増額するものでございます。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） それ自体は大きなことと受け止めておりますが、今回、医療分野で新たな提案がありません。手袋、注射器が高騰したり不足したりという起きている事態の深刻さは御存じのとおりですが、診療報酬が改定されたスタート時点から実態に見合わないものになりかねない状況です。

今回提案された介護や障がい福祉などの分野でも、結局それぞれの報酬単価が物価高騰に見合わないものになっているということが根底にあると思います。こうした実情についても、県からも国にしっかりと届けてほしいと思います。

次に進みます。青森県土地開発公社経営状況説明書、令和七年度の決算の状況及び青森中核工業団地造成事業の状況について。

青森県土地開発公社の令和七年度の決算の状況について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 令和七年度の青森県土地開発公社の決算は、収益等として、青森中核工業団地造成事業に係る造成地賃貸収益約三千七百万円、あつせん等事業収益約一億三千三百万円等の事業収益に、事業外収益を加えた合計が約一億八千五百五十万円となっています。

また、費用等として、青森中核工業団地造成事業に係る造成地賃貸原価約千八百万円、あつせん等事業原価約七千三百万円等の事業原価に、販売費及び一般管理費、事業外費用並びに特別損失を加えた合計が約一億八千百万円となっています。

収益等から費用等を差し引いた当期純利益は約五十万円となっています。

ます。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） この報告書で気づいた点が幾つかあって、聞き取りの中で解決したこともあります。営業キャッシュフローが年間六千六百万円の赤字になっていることについては質問しておきたいと思います。というのも、昨年度は土地の分譲がされていないんですが、土地が動かない限り赤字が出るという構造的な課題を感じるからです。

このキャッシュフロー計算書における土地造成事業の項目について聞きます。支出が収入を上回った要因を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） 令和七年度における青森県土地開発公社の青森県中核工業団地土地造成事業は、キャッシュフロー計算書においては約七千万円の支出超過となっており、その内訳は、収入が、主に賃貸によるものが約三千七百万円、支出が、土地の分譲に伴う造成や団地の管理によるものが約一億七百万円となっています。

なお、令和七年度は区画の分譲がなく、収入が賃料のみとなった一方で、前年度の区画分譲によって生じた造成に係る支出を行ったことにより、支出超過となったものです。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） そうすると、前年度は売れた分を、今年度で造成した分が一億数千万円の支出として主なものになっているということだと思うんですが、そうすると、複数年で見えた場合、土地造成事業において、中長期的な収支の健全性は保たれているかどうか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙二） キャッシュフロー計算書は、事業年度における現金の流れをまとめた財務諸表であり、収入及び支出の計上時期のずれにより、令和七年度のようにマイナスとなることがありますが、

事業の健全性を判断する損益計算書においては、土地造成事業は、直近五事業年度においていずれも黒字を確保していることや、県から青森県土地開発公社への貸付金も堅調に返済されているなど資金繰りも安定しており、収支の健全性は保たれているものと認識しています。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 分かりました。

最後に聞きますが、青森中核工業団地の現在の利用状況と分譲促進に向けた取組について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県では、青森中核工業団地の分譲促進を図るため、首都圏で開催される産業展示会におけるPRのほか、企業ニーズに応じた区画整備や各種支援制度の見直しを実施してきました。

この結果、団地の利用状況は、令和八年三月末時点で、分譲と賃貸合わせて三十四社が立地し、全分譲用地約六十四ヘクタールのうち、分譲面積は約三十八ヘクタールで、分譲率は約五九％、賃貸を含めた利用面積は約四十二ヘクタールで、利用率は約六五％となっています。

今後とも、青森県土地開発公社をはじめとする関係機関と連携しながら、青森中核工業団地のさらなる分譲促進に向けて、積極的に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 賃貸も含めてということですから分譲が基本なんだと思いますので、その点は指摘しておきます。

もう一つの公社のほうも質問しておきます。青森県道路公社経営状況説明書、令和七年度の決算の状況等について。

青森県道路公社の令和七年度の決算状況について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 青森県道路公社の令和七年度の総収入は、前年度比三％増の約二十九億九千二百万円、総費用は、前年度比九％減

の約十六億八千六百万円でした。

その結果、総収入から総費用を差し引いた収支は約十三億六百万円の黒字であり、道路建設費の償還財源となる償還準備金等に充てております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） こちらも聞き取りの中で解決したことは多いんですが、有料道路の無料開放に関わることを考え、償還準備金百八十億円という部分については質問しておきます。

青森県道路公社の債務残高について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 青森県道路公社の令和七年度末の債務残高は、県からの無利子貸付金約十二億三千二百万円、その他の借入金約十一億三千万円、県出資金約八十二億三千五百万円を合わせた約百五億九千七百万円となります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 青森県道路公社が運営している三つの有料道路の債務償還の見通しについて伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 青森空港有料道路の債務残高は、令和七年度末時点で約十五億円となっており、令和九年七月の無料開放に向けて、債務償還に取り組んでいきます。

みちのく有料道路の債務残高は、令和七年度末時点で約五十八億円となっており、令和十一年十一月の料金徴収期限に向けて、債務償還に取り組んでいきます。

第二みちのく有料道路の債務残高は、令和七年度末時点で約三十三億円となっており、令和十四年三月の料金徴収期限に向けて、債務償還に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉俣 洋） 債務残高がそうだと。償還の見通しがそうだと。

一方で、空港道路なんかも含めて、県の支出金については残っていくということもあるわけですね。空港で無料開放していくということを考えた場合に、無料開放を全体として進めていくことは必要だと思うし、少なくとも料金徴収期間満了後には無料化できると考えます。

みちのく有料道路と第二みちのく有料道路を料金徴収期間満了後に無料化すべきと考えますが、県の見解と対応を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） まだ債務が残っている現時点では、将来的な供用の在り方について断言することは適切でないと考えており、まずは着実に債務償還に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 空港道路については、そうはいっても無料開放の見通しを語ったわけですから、その関係でもこの二つのものについて、今償還中だからということ、いわば逃げないで、しっかりと向き合って無料開放という道筋を見せてほしいと思います。

次に進みますが、議案第二号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、危険鳥獣捕獲等手当の内容等についてです。

県警察部局の手当について聞きます。まず、その内容についてですが、こういうケースに支給されるかということについて、これまでの時間に答弁が既にありました。確認だけさせていただきます。

ツキノワグマの捕獲に至らない場合、あるいは緊急銃猟以外に警察職員が出動した場合でも手当の対象になるのかどうかお聞きます。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（三浦猛史） 今回新設する危険鳥獣捕獲等手当は、ツキノワグマの捕獲等の業務に伴う危険性等を踏まえ、措置するものであるため、現場において射手のサポートや住民の避難誘導等の業務に従事した

場合には、捕獲等に至ったかどうかにかかわらず、手当が支給されることとなります。

○副議長（齊藤 爾） 吉俣議員。

○二十四番（吉俣 洋） 警察の皆さんが緊急銃猟としてライフル銃を持つていかないケースがやっぱり多いと思うんです。その場合にも手当は出るということで理解しました。妥当なことだと思います。

ただ、心配していることがあるのでお聞きます。まず、判断と責任の所在です。県警察のライフル銃での駆除以外のケースでも、警察官職務執行法第四条で銃を用いた駆除の命令ができるというのは、午前中答弁がありました。ただ、その判断の際、安全確認など現場判断は相当難しいと聞きました。県警察のライフル銃による緊急銃猟でも同じ事情があると思います。

そこで、警察官による熊の駆除に関して、駆除の判断は誰が行い、その責任は誰が負うのかお聞きます。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 警察官による熊の駆除は、本年五月十五日に発足した青森県警察熊駆除対応プロジェクトチームにより行われることとなります。

当該プロジェクトチーム（PT）の対応本部長は、警察本部長の私であり、現場の状況を踏まえた上で、私の指揮で現場対応ユニットを出動させることとなります。

現場対応ユニットが現場の状況を確認し、警察官による駆除が必要であると認めた場合には、緊急銃猟等の実施時に準じた安全確保措置が講じられていることを確認し、特殊銃であるライフル銃を使用した駆除を安全に実施することができると判断を行った上で、私から副PT長である機動隊長への命令に基づき、現場指揮官がライフル銃の使用を命じます。

仮に、これにより人身・物損事故が発生した際の補償や責任について

は、個別具体の事案に即して判断されるものと承知しております。

その上で、一般論として申し上げれば、国家賠償法第一条第一項においては、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」ものとされているものと承知しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） これを聞いたのは、基本的には、緊急銃猟は市町村長の判断と責任があるという中で、県警察が出ていくときのその場のタイミング、責任、判断をどうするのかということとはつきりさせておく必要があると思ったからです。私にはその場の状況を想像するしかできないんですが、現場の裁量が大きくないと、いろいろ判断できない業務なんだと思います。だからこそ、責任を明確にしておく必要があると思っています。

もう一点、熊の駆除のための技術の取得という問題です。熊の駆除というのは大変専門性が高いと聞きます。恐らく警察官の訓練としても、熊を撃つ訓練はされていないと思うんです。

お聞きしますが、警察官による熊の駆除に関して、どのような訓練を行っているのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 熊の駆除を想定した特殊銃であるライフル銃の射撃訓練、熊の駆除に関する法令勉強会、熊の生態に詳しい猟友会を招聘しての研修会のほか、市町村、猟友会等と連携した地域住民の避難誘導、立入り規制等の緊急銃猟を行う際の実践的訓練などを実施しているところであり、今後とも、警察官の対処能力向上に向けた取組を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） これは猟友会の皆さんの力を本当に借りなが

ら、ぜひレベルアップを図ってほしいと思うんです。

緊急銃猟はなかなか難しいんですね。熊が動いていないと撃てないとか、駆けつけても、寝ていたら撃てないというようなこともあると聞きました。しかし、大事な業務だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

県警察関連の質問を続けます。議会報告第二号「包括外部監査の結果について」。

今議会に報告された包括外部監査のテーマは、「青森県警察に係る事業管理及び財務事務の執行について」です。県警察を正面から監査テーマに選定したことは過去になかったそうですから、画期的だったと思います。

そこでまず、令和七年度包括外部監査における監査テーマの選定理由と監査結果の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 総務部長。

○総務部長（三浦猛史） 令和七年度の包括外部監査の監査テーマは、先ほど議員からもお話がありましたように、「青森県警察に係る事業管理及び財務事務の執行について」であり、包括外部監査人がこのテーマを選定した理由については、県民生活の安全を支える県警察の活動に対する県民の期待と信頼は大きいこと、全国的に特殊詐欺の被害が増大しており、特殊詐欺に対する注意喚起や対策が呼びかけられている現況にあること、過去の本県の包括外部監査において、県警察の事業、管理等を正面から捉えたことがないことなどが挙げられております。

監査の結果につきましては、法令等に抵触するものや社会通念上の適性を欠くもの、運営合理化のために改善を要望するものとしての指摘事項が十一件、指摘事項には至らない意見が五十六件示されております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 答弁にあったように、十一の指摘事項と五十六の意見が付されています。指摘事項と意見の間に軽重が設けられてい

ますが、意見も含めて、いずれも正面から受け止めて改善を図ってほしいと思います。そういう思いで県警察の基本姿勢を聞いておきます。

まず、一般論としてお聞きます。本件監査の結果を受け、県警察の見解と今後の対応方針を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 県警察といたしましては、包括外部監査結果を真摯に受け止め、御指摘のあった事項などについて改善措置を検討し、警察業務に反映できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） もちろん、中身はいろいろ警察としても受け止めることがあるでしょうし、いろいろな意見があることもあるでしょう。だから、意見は意見としてしっかり受け止めて改善を図ってほしいと思いますが、指摘事項、意見は多岐にわたっているんですが、私なりに重要だと思ったことが二つあります。

一つは、組織運営に関する中長期計画またはビジョンが策定されていないということです。計画策定は至極当たり前だと厳しく指摘があります。中長期計画がない影響からなのか、単年度事業計画が未作成であるということも指摘されています。

もう一つは、不祥事への対応についてです。再発防止策が公表されていないということの問題視されています。三重県警察が冊子を作り、再発防止の決意を県民に伝えているということも紹介しながら、青森県警察においても参考にするように求めています。

この二点、すなわち、組織運営に関する中長期計画またはビジョンの策定及び警察不祥事に関する再発防止対策の公表についての指摘について、県警察では今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 初めに、組織運営に関する中長期計画またはビジョンの策定についてですが、県警察では、本年四月、警察庁から

示された将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針に基づき、治安課題の専門化、高度化、広域化、国際化や人口減少といった社会構造の変化を踏まえた組織運営の中長期ビジョンとして公安委員会にも報告の上、警察本部長命で本指針に基づく諸対策の推進を通達で指示しております。

また、通達の指示内容については、県民の皆様にも御覧いただけるよう全文を公表し、透明性の確保を図っております。

次に、警察不祥事に関する再発防止対策の公表についてですが、県警察では、不祥事案が発生した際は、警察庁から示された懲戒処分等の発表の指針に基づき概要を公表し、県警察で策定した再発防止策等についても記者レクチャーを実施しているほか、県議会においても報告し、公表しているところです。

県警察といたしましては、県民の皆様から理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） ぜひ包括外部監査の指摘について真摯に受け止めて、さらに進めてほしいと思います。

一点言っておきますが、今日、公安委員長はいらっしゃらないんですが、報告書では、公安委員会についての指摘もあります。不祥事案について文書で指導していない、あるいは定例会議への出席率が低いと。三人しかいないのに出席率が低いということを指摘されていてまして、県警本部長に言っても申し訳ないですが、改善を図るようにお願いしたいと思っています。

続けて、県税に関わるものを二つ質問しておきます。議案第三号「青森県県税条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について。条例改正の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 今回の条例改正につきましては、本年三月三

十一日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律のうち、今後施行が予定されている改正を行うものであります。

具体的には、個人県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、少額投資非課税制度の改正を踏まえた個人県民税の規定の整備、暗号資産取引に係る個人県民税の課税の見直しなどの改正を行うこととしております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） そのうち、NISAと暗号資産の取引の部分について、個人県民税の改正の内容について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） まず、少額投資非課税制度、いわゆるNISAに係る改正の内容についてお答えします。

令和八年度税制改正におきまして、これまで十八歳以上としていたつみたて投資枠の対象年齢にゼロ歳から十七歳までを追加し、十八歳になるまでは一定の払出し制限を課すこととされております。

今回の個人県民税の改正は、この払い出し制限に違反するなどの事由が生じた場合、上場株式等の配当等の支払い及び譲渡があったものとして、個人県民税の課税対象とするものであります。

次に、暗号資産取引につきましては、金融商品取引法等の改正を前提といたしまして、一定の暗号資産の譲渡所得等に係る課税方式を、総合課税から上場株式等と同様に申告分離課税とするなどの改正を行うものであります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） NISAのほうは県税収入への想定というのはあまり考えにくいんじゃないかなと思うんですが、暗号資産について言うと、総合課税で一〇%だった住民税が分離課税で五%になるということは、県税への負の影響が懸念されます。影響額のようなものは試算されているでしょうか。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 暗号資産取引につきましては、その対象となる暗号資産の詳細といえますが、中身がまだ確定していないというのか、不明であるということや、現状、個人県民税における暗号資産に係る課税額というのを分けて把握していないことなどから、その影響額についてはお答えすることは難しいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 当然税率が下がるわけですから影響は及ぶだろうということは想像するわけですが、確かに対象がどうかということとは決まらないと言えないのは分かります。

サナエトークンが話題になっていますが、暗号資産は実体を持たない電子媒体上の暗号で取引するため、投機性が高く、消費者被害も懸念されます。総合課税であれば最大五五%の税率がかかるものを分離課税で二〇%に引き下げるということになれば、投機的利益に対する課税の軽減ともなります。今回の県税条例の背景となっているこうした動きについては懸念しているということは述べておきます。

次に、報告第二号「専決処分した事項の報告及び承認を求める件（青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）」、条例改正の内容等について。

条例改正の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） 県では、東京二十三区内からの本社機能の移転や県内の本社機能の拡充を行うため、地域再生法の枠組みの中で知事の認定を受け、事務所や研究所等を整備した事業者に対しまして、課税免除等の県税の特別措置を実施しております。

今回、令和八年三月三十一日をもって適用期限が到来することから、関係省令の改正を踏まえまして、適用期限を令和十年三月三十一日まで二年間延長する改正を行ったものであります。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 今回と同じような提案、つまり、地方再生法に関わる条例改正は、二年前の議会でも質疑が行われています。その際、当時の到達点として、特定業務施設設備計画の認定実績は二件で、令和十二年までの目標を三十二件だと答弁されています。その後、二年間でどうなったのか確認します。

本県におけるこれまでの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定実績を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 今、議員から御説明がありました当時と変わっておりません。本県におけるこれまでの認定実績は、平成二十九年と令和三年に各一件、合計二件となっています。

認定した計画の内容としては、一件目は、名古屋市に本社を置く事業者による八戸市での研究所の新たな整備、二件目は、青森市に本社を置く事業者による同市内での新社屋の移転、整備に伴う本社機能の拡充となっています。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） それでは、もう一つ聞きますが、この認定に基づいて県税の特別措置が適用されるわけです。答弁がありました。二年前の質疑の時点では、その実績は不均一課税一件にとどまっていた。こちらも現在の到達を聞きます。

地域再生法に基づく県税の特別措置のこれまでの実績について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 財務部長。

○財務部長（千葉雄文） これも二年前と変わっておりませんが、平成二十七年の制度創設から令和七年度までの実績は、不動産取得税の不均一課税が一件、軽減額は五百八十二万円余となっております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 認定の件数も、それから課税の特別措置についても、二年間変化はありません。実は、二年前に改正されたときは、この仕組みのハードルを下げて使いやすくするという条例改正なんです。ハードルを下げ、使いやすくするものだったはずなのに、結局事態は変化していません。そうすると、この延長がそもそも必要なんだろうかということはやっぱ思います。

そもそも、地方再生法自体が、規模の大きな企業に対して税の優遇を通じて東京一極集中を図るというもので、その仕組み自体が破綻していると思うんです。地方再生というのであれば、地元中小企業や農林漁業などの支援にこそ道があるということを述べておきます。

残る時間で教育委員会への質問を行います。まず、議案第五号「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」、条例改正の概要等について。

条例改正の概要について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立高等学校の授業料については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律により、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給について、所得制限が設けられていました。

今般、当該法律が改正され、その主な見直しとして、所得制限の撤廃、国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し、改正の施行日前から引き続き高等学校等に在籍する者が本改正により支給対象から外れる場合には、経過措置として、従前の例により就学支援金の支給を受けることができるよう措置を講ずることとされました。

今回の条例改正は、この法改正に伴う授業料納付の取扱いについて、所要の整備を行うものです。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） この条例改正は、いわゆる高校無償化法の改正に伴うもので、高校授業料の無償化を実現するということが自体は歓迎

したいと思います。

同時に、国籍要件が付与されました。先ほど答弁があつたように、これまで受けられた者が受けられない方々がいらつしゃって、その方々には引き続き従前と同じような対応をしたいという対応なんですね。もう一度言いますが、国籍要件が付与され、これまで支援対象だった留学生や外国人学校の生徒は対象外とされてしまいました。これは、排外主義を教育に持ち込みかねないもので、その影響を懸念します。

質問しますが、今回の高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正により、就学支援金の支給対象から外れる者について、どのような支援が行われるのか伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 今般の法改正により、日本国籍を有する者等以外の者は、高等学校等就学支援金の支給対象から外れることとなりましたが、当該生徒に対しては、国が新たな就学支援事業を行うこととしており、本県においても、この国の事業を活用した支援を実施することとしています。

このうち、新入生については、年収約九百十万円未満世帯の生徒に対して授業料に係る支援を行います。

また、在校生については、年収約九百十万円未満の世帯のほか、年収約九百十万円以上の世帯に対しても、授業料に係る支援を行います。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 在校生について、これまでと変わらない対応をしますと。そして、新入生についても、そうした対応ができるようになりますという事で理解しました。それでいいですね。

大事なことだと思っているんですが、先週、仙台市の小学校で外国ルーツの子供がランドセルにくぎを刺されるなどをされて転校を余儀なくされていたケースが、教育委員会によっていじめと認定されていたことが分かりました。この子は、国に帰れなどということを言われていた

そうです。排外主義といじめの親和性、排外主義といじめというのは非常に似通っているということを改めて感じました。

今回の提案については、現場への影響を最小限にとどめる努力と見て、賛成したいと思います。

最後の質問です。議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」、歳出十款一項五目「教育指導費」、歳出十款四項三目「教育振興費」及び歳出十款四項四目「学校建設費」、高等学校教育改革先導校創出事業の取組等について。

この事業ですが、基金の積み上げがあるんですが、あるとはいえ、今回の補正予算で物価高対策より大きな金額が充てられています。ところが、国が進めるその内容は、人材育成のための特色化、魅力化を強調し、高校教育を産業界のための人材育成に狭めることが危惧されます。そこで、少し大きな角度で聞いておきたいと思うんです。

本事業は、産業などに特化した人材育成の取組と考えます。その目的について伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 文部科学省が公表した高校教育改革に関する基本方針では、将来の正確な予測が難しい状況において、多様な個性や能力を生かして自ら問いを立てる力や、他者と共に価値をつくり出す力に身につけられる教育に転換する必要があることから、AIに代替されない能力や個性の伸長などの三つの視点を重視しながら、高校教育改革を進めることとしています。

本事業は、この基本方針を踏まえ、県立高校において、専門的な技術だけでなく、主体性や創造力などの資質、能力を備えた人材の育成を目的として、教育内容の充実を図る高校教育改革の先導拠点を創出するものです。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） 確認しておきたいんですが、学校教育法第五

十条では、高等学校の目的を高度な普通教育及び専門教育を施すこととした上で、第五十一条に目標が出てきます。それは、社会についての広く深い理解と健全な批判力を養うなどとされており、産業界のための人材育成だけにとどまらない視点が提示されています。

この学校教育法の規定に照らして、今の答弁とどういうふうに整合するのかという点を聞いておきたいと思うんですが、例えばアドバンスト・エッセンシャルワーカーということを言われるんですけれども、アドバンストじゃないもの、ベーシカルなのか、エレメンタルなのかよく分かりませんが、アドバンストじゃないエッセンシャルワーカーもやっぱり大事なんですね。そして、そもそもワーカーだけじゃなくて、高校教育は人を育てるということは大事だと思いますし、それこそ学校教育法は想定していると思います。

このN―E・X・T（ネクスト）ハイスクール構想が学校教育法で想定する高校教育の目的、目標と整合的と考えていいのかどうか、教育長の見解を伺います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 本事業は、文部科学省が公表した基本方針を踏まえ、県立高校において、専門的な技術だけでなく、主体性や創造力などの資質、能力を備えた人材の育成を目的として、教育内容の充実を図る高校教育改革の先導拠点を創出するものであり、法の趣旨に沿った取組であると認識しております。

○副議長（齊藤 爾） 吉侯議員。

○二十四番（吉侯 洋） そういうことになるんだと思うんですが、これはぜひ自覚というか、問題意識を持つてほしいと思うんですね。やっぱり高等教育という全体の中で行われる――専門性を高めるといいうのは大事だと思いますし、私も工業系の人間ですから、そういう意味では、中学校を卒業してからずっと工業系でやってきたので、そういう専門性を高めるということはとても大事だと思っています。同時に、それは人

格の完成や社会を形成する力という全体の中で位置づけてこそ初めて見えてくることとして、これはよく意識してほしいということを一言述べておきます。

すみません、質問は終わりますが、先ほど言い忘れたので、もう一言言っておきます。国籍要件の件なんですけど、国籍による区別を学校現場に持ち込むということは、やっぱり新たな差別を助長しかねないと思うので、思っています、その危険性を感じているということを述べておきます。今回、県教育委員会でも最低限にその影響をとどめようということは、それは努力だと思いますので、ぜひその努力は続けてほしいということ述べて、質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（齊藤 爾） 十一番夏坂修議員の発言を許可いたします。――夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 公明党の夏坂修でございます。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」について、四項目にわたり、順次質疑を行ってまいります。

原油輸入の九割以上を中東に依存している我が国において、中東情勢の悪化は、ガソリン価格の上昇や、物流費、原材料費の高騰による食品、日用品などの値上げを招き、また、ナフサなどの石油製品の供給不安は、プラスチック、自動車部品、医療用品、建設資材など、幅広い分野に影響を及ぼしております。

本県においては、現在、今年度の当初予算と一体編成した令和七年度の二月補正予算で措置した物価高対策における各種事業を展開しているところでありますが、今回、中東情勢の影響を踏まえた追加の支援策として、令和四年度のコロナ対策以来となる六月補正での予算措置に至った背景には、対応を求める現場からの悲鳴にも似た声に即応するための緊急かつ必要性を鑑みての判断があったものと理解しているところであります。

そこで、補正予算案に計上した物価高対策関連事業について、三項目

について伺ってまいりたいと思います。

最初は、歳出三款二項一目「児童福祉総務費」及び歳出十款一項九目「学事振興費」、医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業の内容等について、福祉施設等の保育施設と私立幼稚園に特化してお伺いしてまいりたいと思います。

まず、本事業を実施するに至った経緯についてお尋ねいたします。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 保育施設等においては、サービスの対価が公定価格で定められており、施設が独自に価格を設定することはできないことから、昨今の物価高騰の影響をより強く受けやすいものと認識しております。

こうした状況を踏まえて、県では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育施設等に対して食材料費の高騰に係る支援金を支給することとしたものです。

今般、国庫補助事業について、国から追加交付の方針が示され、介護事業所等の補助単価を引き上げることとしていることから、国庫補助対象外の保育施設等においても、同様に支給金額を増額するものです。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいまの答弁で確認させていただきました。さらなる物価高の状況を踏まえて国の動きもございまして、介護施設等に倣って保育施設等にも追加の経費を計上したという内容でございまして。

それでは次に、本事業の内容について確認させていただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（細谷健司） 本事業は、食材料費の高騰に対する負担軽減として、保育所、認定こども園等の保育施設及び私立幼稚園に対し、申請に基づき支援金を支給するものです。具体的には、令和七年度

二月補正予算における一人当たりの設定単価四千二百円と、本補正予算案に計上しております増額分千八百円を合わせた一人当たり六千円を支給することとなります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） さきに質疑がありました高齢者施設や障がい者施設への手当てと同様に、保育施設及び私立幼稚園に対してもこの支援金を給付すると。具体的な二月補正での四千二百円と、今回、千八百円を合わせて六千円に定員を乗じる単価の設定でございしますが、さきの議員の答弁でもございましたこの事業につきましては、令和四年度から継続してやられているものと思います。私も現場の保育関係、また幼稚園の方から聞きました、この支援は大変ありがたいという現場の声もございました。令和四年度からは、県として単価は二千円台だったかと思いますが、そういう意味では、今回の六千円という単価は非常に手厚い支援じゃないかなと思っています。

現場では、食材料費、それ以外の物価高でかかる運営費にも相当負担が増えているという声もございましたし、昨年は特にお米が相当高騰したということもございまして、園児たちへの給食、これはもちろん介護施設もそうでありますが、そういった突発的なお米の高騰であったりとか、そういう食材料費に対しても本当にカバーできるような支援内容であるということも現場からは大変喜ばれておりますので、今後もそういった声をしっかりとまた踏まえながら、柔軟にニーズに合わせた対応、また支援をよろしく願いたいと思います。

次の質問です。歳出七款一項六目「地域企業支援費」、中小企業等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援事業の取組等についてお伺いたします。

同支援事業は、エネルギー価格の高騰や人手不足により、厳しい経営環境にある県内中小企業への重要な負担軽減策であると捉えております。今年一月から三月までを対象とした二月補正での予算計上に続き、

同事業としては六回目の予算計上になるかと思っています。

そこでまず、本事業の内容について確認させていただければと思います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 本事業は、国の電気・ガス料金支援の対象とならない業務用LPガス及び特別高压電気について、支援対象期間における使用量に応じた支援金を給付するもので、令和五年度以降、五回にわたり実施してきました。

今回の支援対象期間は、令和八年七月分から九月分までの合計三か月分であり、支援単価は、七月分及び九月分については、業務用LPガスは一立方メートル当たり三十円、特別高压電気は一キロワットアワー当たり一・三円、暑さの厳しい八月分については、業務用LPガスは一立方メートル当たり三十八円、特別高压電気は一キロワットアワー当たり一・七円としています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 中小企業LPガス、また特別高压電気の補助をする事業につきましては、これまでも国の予算措置に呼応して、国の対象であるLPガス——国は、電気またはガス料金、都市ガスにはなりませんけれども、その対象外となるLPガス、特別高压電気を対象とした予算措置であるかと思っています。

過去五回の支援事業の執行に当たっては、対象となる事業者に漏れなく活用してもらうよう、様々な媒体を使つての広報、また周知、相談窓口を開設しての相談対応に当たってこられたことと思います。今回、六回目となるわけですが、毎回活用している事業者がある一方で、経営者や担当者が替わったり、また、新たに創業して初めて活用する事業者もあるかと思っています。

そこで、次の、多くの中小企業者等に本事業を活用してもらうため、県はどのように取り組むのかお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県では、対象となる県内中小企業者等に確実に支援金が給付されるよう、積極的な周知活動等を実施してまいります。

具体的には、地元三紙への新聞広告による広報とともに、県のウェブサイト、メルマガジン、SNSを活用した周知活動のほか、県の関係部局や商工団体をはじめとする関係機関を通じた事業者等への情報提供など、幅広く情報を発信することとしております。

また、前回の第五弾及び前々回の第四弾により実施しました支援金を活用した事業者に対しましては、直接申請書類等を送付して周知するほか、専用の電話相談窓口を設置するなど、多くの県内中小企業者等に本事業が活用されるよう取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま御答弁いただいたように、地元紙での広告、サイト、メルマガ、SNSなど、様々な媒体を使つて丁寧に周知していただきたいと思います。また、商工団体と連携した情報発信は大変重要かと思っています。これまでも五回にわたって行われてきて、その都度課題を改善しながら、よりブラッシュアップしてきたことと思います。

ただ、県内の地域経済を支える屋台骨である中小企業は、新たな中東情勢という問題に、今、相当直面している状況であろうかと思っています。もちろん、これは必ずしもLPガスだったり、エネルギー価格の負担軽減だけではなくて、冒頭申し上げましたナフサの関係もあります。材料が入らない、また材料も高くなっている、そういった二重、三重の負担が、全業種ではありませんけれども、幅広い業種でそういう現場での問題が起こっておりますので、電話相談窓口といったサポート体制もあるかと思いますが、ぜひできるだけ幅広く、様々な中小企業の方から、問題、声を拾っていただいて、可能な限りの対応をしていただきますようお願いさせていただきます。

次は、歳出六款六項四目「水産業企画調査費」、漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業費補助の内容等についてお伺いいたします。

海水温の上昇や海流の変化などの海洋環境の変動、また、急激な水産資源の減少などによって、近年の本県の漁獲量は著しく減少しており、さらには、燃油・飼料価格の高騰などが追い打ちをかけ、漁業者、養殖業者の経営に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

そうした厳しい経営が続く漁業者等の経営悪化を回避し、持続可能な漁業生産を維持していくためにも、国や県、そして関係機関が総力を挙げ、効果的な手だてを講じていく必要があると考えております。

県としても、これまでも漁業者や養殖業者の経営を支える支援メニューをそろえてきたところですが、補正予算案に計上された同事業は、今般の中東情勢の緊迫化によるさらなる物価高や燃油高騰による影響を最小限に抑える緊急的な支援として、漁業者、養殖業者の負担軽減に寄与しているものと考えております。

そこで、同事業につきましては、令和五年度から取り組まれてきているかと思いますが、これまでに実施した漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業の実績について、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（栗林 豊） これまでに実施した対策に係る年度別の支援対象期間、加入件数及び補助金額は、令和五年度が四月から十二月までで千六百七十四件、約一億五千五百万円、令和六年度が令和六年四月から翌年三月までで千六百五十五件、約一億二千七百万円、令和七年度が四月から十二月までで千七百三十八件、約六千七百万円となっております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ただいま詳細に実績を御報告いただきました。そういった実績を踏まえまして、この支援事業は経営を支える効果が期待できるものと思います。

次として、本事業により期待される効果についてお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 本事業により期待される効果としては、燃油や養殖用の餌の高騰で影響を受けている漁業者等の経営の下支えとなること、ひいては、継続的な経営の安定化や県産水産物の安定供給につながるものと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ぜひ漁業者の経営をしっかりと下支えしていただいて、経営の維持、そしてまた発展、県産水産物の安定的な供給に向けて、期待だけではなくて、しっかりと実現する、実行する効果として、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

それでは、最後の質問でございます。高校教育改革の関連事業についてであります。

歳出十款一項五目「教育指導費」、歳出十款四項三目「教育振興費」及び歳出十款四項四目「学校建設費」、高等学校教育改革先導校創出事業の取組等についてお伺いいたします。

少子化の進行、そして社会の急速な変化などによって、高校教育をめぐる環境が大きく変化する中、県教育委員会では、未来を担う子供たちのための新時代に対応した県立高等学校の教育改革に鋭意取り組んでいるところかと思えます。

先般、国は、高校教育改革に関する基本方針、二〇四〇年に向けたN―E・X・T（ネクスト）ハイスクール構想を公表し、その基本方針を受け、本県においても高等学校等教育改革促進基金を活用した高等学校教育改革先導校創出事業が補正予算案に計上されたところであり、同事業が本県高等学校のさらなる教育改革の呼び水になることを期待しているところであります。

事業内容として、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、

理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の三つの類型に、それぞれ拠点となる高校を指定したところでありますが、私からは、その中の理数系人材育成支援の類型に絞ってお伺いしたいと思います。

まず、一点目として、理数系人材育成に関する類型について、八戸北高等学校で取り組むこととした理由をお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 本県における人材育成上の課題の一つに、AI、ロボット等の利活用を担う人材や企業のDXに貢献できる人材等の理数系人材の不足が挙げられます。

このことを踏まえ、理数系人材育成支援に関する類型について、過去にスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けて行った取組等で培った理数系の学びの強みがあり、近隣の工業大学と連携した取組が期待できる八戸北高校で取り組むこととしました。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 八戸北高校を指定した理由は、過去にスーパーサイエンスハイスクールの指定をされたという実績があったと。私も、やっぱりそういう関係もあって、八戸北高校という理数科というイメージがあるわけでありすけれども、そういった中で、しっかりと八戸北高校の中で、今後、具体の取組が進められていくかと思いますが、次の質問として、八戸北高等学校における主な取組についてお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 八戸北高校では、各教科、科目等の授業において、文理融合の学びや、理数系、情報系の学びを充実させるほか、大学や企業等の外部機関と連携し、理数系分野に関する講話や研究機関等の訪問、企業等が抱える課題の解決を目指す探究学習等に取り組みます。

また、これらの活動を効果的に進めるため、高性能な理科機器等の設

備を整備することとしております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） ありがとうございます。非常に期待を持てる内容かなと思います。

今、教育長からお話がありました高性能なデジタル機器などを備えた八北ラボという名称かと思いますが、非常に興味、興味を引く内容かと思うので、ぜひともこれを実効性あるものにしていただいて、他の学校に広げていただくような取組をお願いしたいと思います。

それで、最後の質問ですが、八戸北高等学校における取組を他の高等学校、先ほど大平議員からは全体への普及とありましたけれども、八戸北高の取組をどのように他の学校に普及させていくのかお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 八戸北高校の取組については、探究的な学びに関する成果発表会において、他校の生徒と取組について共有すること、教員が参加する協議会等において実践事例を発表すること、教員同士のコミュニケーション機能を備えたプラットフォームにより事例を共有すること等により、他校に普及させることとしております。

○副議長（齊藤 爾） 夏坂議員。

○十一番（夏坂 修） 分かりました。ありがとうございます。

理数系の人材を育てるということは、今、県内の大学進学の中で理数系なりに進学する割合が三％前後だと。工学部系も一七％ということで、理数系、工学系の進学率がまだまだ低い。もちろん、県内の大学自体が工業系、理数系が少ないという理由もあるのかなと思います。

先般、環境厚生委員会の県内調査で、六ヶ所村にございます青森県量子科学センターを調査させていただきました。量子科学分野の人材育成であったり、サイクロトロン、またPETを用いた研究というのが行われている。非常に専門的なお話ばかりで、典型的な文系の私は非常に

理解に苦しむ内容でありましたけれども、ただ、やはり今後の青森県のデジタル人材、原子力、そしてまた放射線に関わる人材育成を進める上では、非常に重要な研究拠点じゃないかなと感じました。

これは、青森県にとってみれば本当に財産、誇りだと思いますので、そこに携わる専門的な人材を育成していくための、今回、八戸北高校だけではないんですけれども、他の学校を含めて、今後の人材育成、また青森県の産業づくり、人づくりを担う上での大事な取組だと思っておりますので、ぜひとも効果的な内容になるように全庁を挙げて、教育委員会だけじゃなくて、関係する課が横軸となつて進めていただけますよう要望して、終わりたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 十五分間休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

午後二時四十五分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

質疑を続行いたします。

四十八番鹿内博議員の発言を許可いたします。——鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 鹿内ですが、質疑を行います。

議案第六号「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」の条例改正の背景等についてであります。

一点目に、統合対象校である四校の廃止手続のための条例案を県議会に提案する時期について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森西高校、浪岡高校、大湊高校及びむつ工業高校の四校を廃止する場合は、廃止する直前の二月議会に青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を提案することとなります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 統合対象校である四校の令和九年度の入学者

の募集を行う内容がありますが、これは実質廃校となりますから、四校の募集停止については、議案として県議会に提案すべきと考えますが、教育委員会の見解と対応を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立高校の設置、管理及び廃止に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県教育委員会が管理し、執行することとされています。

このため、県立高校を募集停止する場合には、教育委員会会議の審議を経て決定しているところであり、これまでと同様に進めていくこととしております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 募集停止用の議案を県議会に提案しても別に法律に反しないと思いますが、いかがですか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、これまでも議員の皆様のご意見を参考にしながら、高等学校教育改革推進計画の策定及び推進に努めてきたところです。

また、先ほど申し上げましたように、県教育委員会が設置、管理及び廃止に関する事務については執行することとされておりますので、これまでと同様に廃止する直前の二月議会に青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を提案し、御審議いただいているところでございますので、そのようにさせていただきます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 実質廃校にほぼ決まって、四校の生徒がほとんど卒業して在校生がいらない。実質廃校になってから議会に提案する。これは県議会軽視じゃないですか。今までは今までです。これからの話をしているんですから。今後については県議会軽視でなくて、きちっと募集停止の際に議案として議会に提出していただきたい。再度教育長の

見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） これまで同様に廃止する直前の二月議会に提案させていただきたいと思っております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 到底納得できない。これまで同様だということだったら、何も議会を開く必要もないわけですからね。やっぱり議会に提案するということは議会の意思を問うということですから、そういう点では教育長の答弁は了とはできません。

次に、条例案として提案されている青森西ヶ丘高校を普通科六学級、定員二百四十人とし、むつ大湊高校を三学科五学級、定員百七十五人とした理由について伺います。第二期実施計画には学級数は書いてありますが、定員は書いていないので、どうしてこういう定員になったんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画において、東青地区統合校は普通科六学級、下北地区統合校は総合学科三学級、工業科二学級を設置することとしています。

なお、県立高校の募集人員については、例年、中学校卒業予定者数や進学率、志願・入学状況を基に、前年度の十月下旬に決定、公表しております、両校についても同様に行うこととしております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） その実情を反映した定員ということだと思うんですが、そこで、統合校開設準備委員会が青森西ヶ丘高校の目指す学校像として、浪岡地区へのサテライト機能や施設の配置、及び特色ある教育活動として、アートの観点で阿部合成などと浪岡がつながり、県立美術館に近いことから美術館で働く人材を育てる学科も考えられる等の意見がありました。これらの意見は本議案にどのように反映されて

いますか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 東青地区統合校の開設に必要な準備を進めるために設置した開設準備委員会では、目指す学校像や特色ある教育活動等について協議し、その結果を報告書として取りまとめたいただきました。

この報告書を踏まえ、県教育委員会では、青森西高校内に設置した開設準備室と連携しながら、令和九年四月の開設に向け、準備を進めているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 準備を進めているのは分かるんです。浪岡地区へのサテライト機能や施設の配置、アートの観点で阿部合成などと浪岡がつながり、県立美術館に近いことから美術館で働く人材を育てる学科も考えられる。これをどのように反映されているのかと聞いているんです。どのように反映されているんですか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほど申し上げましたように、報告書の中では様々な御意見をいただいて、それが取りまとめられたものでございますので、その報告書を踏まえ、準備室と連携しながら、開設に向けて、現在準備を進めているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 青森市が浪岡高校の存続を願い、学生寮を設け、県外出身の生徒を受け入れてきた取組を県は評価すべきだと思います。

青森市は、令和五年四月から学生寮を開設し、定員十二名、令和五年度から毎年十二名、定員いっぱいでありました。現在、中学生六名、高校生六名が寮生活をされて、寮生活をされている子供さんの中から、さきの県の高校総体のバドミントンの個人優勝、さらには東北大会で優勝さ

れた生徒も寮生活をされています。

青森市は、この寮の建設設計に約九千百万円、管理運営費として年間約二千万円、うち寮に入っているお子さんから月額五万九千円ほど頂いています。実質、青森市の持ち出しというのは、この四年間で四千四百万円です。さらに、保護者の移住支援金、令和四年から七年までは二十三件の三百九十九万五千円、合わせますと、青森市では、要するに県外から浪岡で学ぼうとする子供たちにおよそ一億三千九百万円の市費を投じて浪岡高校の存続を願って学生寮を運営してきたわけですが、県教育委員会として、この青森市の取組を私は評価すべきだと思いますが、県教育委員会の認識、そして今後の対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森市が学生寮を設け、県外出身の生徒を受け入れていることについては承知しております。

県教育委員会としましては、統合対象校の特色ある教育活動の引継ぎの方向性等について、開設準備委員会の報告書を踏まえ、開設準備室と連携しながら、令和九年四月の開設に向け、準備を進めております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 承知している、分かっているということですが、県教育委員会としては、この活動をどのように存続といいますか、あるいは反映といいますか、今後の県立高等学校の在り方に反映しようとしているのか、その点についての教育長の見解をお尋ねしたい。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森市に限らず、各自治体におきまして県立高校の活動に協力いただいていることについては、非常にありがたいことだと思っております。その上で、新しい西ヶ丘高校につきましては、この活動をどうするかにつきましては、先ほど来申し上げておりますが、準備室と連携しながら開設の準備を進めているところでございますので、今ここで今後のことについては申し上げることができません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 準備室と連携ということですが、現在、寮生活をされている十二名のうち、六名の方は中学生で、六名の方は高校生、浪岡高校の生徒であります。やがて中学校三年生のお子さんは、来年の四月に浪岡高校に入るつもりといますか、希望といますか、二年生の方は再来年、一年生の方はそのうち、そういう夢あるいは目標を持って寮生活、中学校生活を送っているわけですが、現時点で仮に浪岡高校が来年の四月に入学募集を停止したとすれば、この六名の方だけではないですね。寮に入っていないで民間の施設で下宿されている中学生も何人かいると聞いていますから、そうすると、少なくとも六名以上の中学生の方は来年どこへ行こうといいますが、浪岡高校に入学できないのであれば、進路についてどうしようかということの悩みがあると思うんですね。

そういう点について、先ほど教育長が準備室と連携というお話をされましたが、準備室と連携だけではなくて、青森市教育委員会、あるいは青森市とも、今、現に浪岡に県外から生活している、あるいは中学校に通っているお子さんをどうしたらフォローできるか、どうしたら支援できるかということをややはり協議すべきだと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） そのことにつきましては、準備室と連携しながら、どういった対応をするかについては、今後検討してまいります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 連携はどうするんですか、どういう内容ですかということが全然言われないで連携、連携と言われても——時間に限りがあるので次に行きますが、次期高校教育改革計画では、一校二ギャンパス制の在り方を検討し、一学年当たり四学級以上を基本とする学校規模の標準を見直し、少人数学校教育を進めるとしています。このこと

から、やはり次期改革計画を先取りして浪岡高校の校舎を活用し、青森西ヶ丘高校浪岡キャンパスを設けるべきと考えますが、教育委員会の見解と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 学校の在り方地区検討委員会では、下北地区における一校二キャンパス制などの様々な意見が出されていることは承知しております。

浪岡高校については、入学者数が一学級の定員にも満たない年度が連続していたことから、充実した教育環境を整備するためにも、第二期実施計画期間中の統合が必要と判断いたしました。

その上で、浪岡地域からの通学利便性や浪岡中学校卒業者の進学動向、地域と連携した教育活動の取組状況等を考慮の上、青森西高校と統合し、東青地区統合校を新設することといたしました。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 下北地区での意見ということですが、別の視点から伺いますが、仮に統合されても、次期計画でさらに再統合、あるいは学級減、あるいは学科再編の検討対象とされています。今統合して、さらにまたすぐ学級減とか、再編では、まさに朝令暮改ではないですか。高校教育改革の方向性にやはり疑問を持ちますが、この点についての教育委員会の見解と対応を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 学校の在り方地区検討委員会では、地区の望ましい学校配置等について様々な意見が出されていることは承知しております。

県教育委員会としましては、昨年十月に策定した基本方針の下、検討結果報告書を踏まえながら、前期実施計画の策定に向け、教育委員会会議で検討を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 整合性というか、朝令暮改だということを指摘しているのですが、それについては全く御答弁がないんですね。この報告書では、西ヶ丘高校六学級を五学級に、あるいは青森北高と統合して西地区の新設校にするということも検討されている。今統合して、またさらに統合することも検討する。あるいは、むつ大湊高校については、今の案で五学級になるんですが、これを田名部高校五学級と統合して九学級の新設校にということも検討すると。むつ工業と大湊を統合して、むつ大湊高校になったと思ったら、今度は田名部高校と統合して新設校にするんだということが報告書に書いてあるわけですが、これらの案については、今後検討して実現する可能性もあると受け止めるんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 学校の在り方地区検討委員会では、地区の望ましい学校配置等について、各委員からいただいた御意見を踏まえてシミュレーションし、令和八年五月に開催した第四回学校の在り方地区検討委員会において、案の絞り込みを行ったものでございます。

その後、修正内容を各委員に確認いただいた上で、六月に検討結果報告書として提出いただいたものであり、各シミュレーションは、検討委員会において様々な観点で検討した学校配置案になっておりますので、その上で、今後検討してまいることになります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ですから、検討した結果、今申し上げたこともあり得るということですよ。あり得るか、あり得ないかというのは検討しなければ分からないのですが、あり得るから検討の対象にしている、項目にしているわけですから、あり得るということですよ。あり得るか、あり得ないか、そこだけお答えください。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 計画として幾つかの例がございますので、それ

はあり得るということにはなるかと思えます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 統合したらまた再統合だと、あるいは学級減ということもあり得るという、今後検討ということとなりますと、もう一度西ヶ丘高校に戻りますが、西ヶ丘高校浪岡キャンパス、あるいは準備委員会の中のサテライトについても、第二期実施計画については、浪岡キャンパスというのは否定していませんですね。今回提案されている条例案についても浪岡キャンパスは否定されていません。否定されていないということは、先ほど次期計画についても今後検討するということですから、それと同じように浪岡キャンパスについても教育委員会としてやはり検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 次期計画については、青森県全体の中で様々なことを総合的に判断していかなければなりませんので、それらも含めて、今度の実施計画の中でつくり上げていくものになります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 青森西ヶ丘高校浪岡キャンパスについて、県教育委員会の会議で議論してくださいと、議論すべきだと申し上げているんです。議論するんですか、しないんですか。伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 来年の四月に開校する部分につきましては、今、準備室の中で開校に向けての準備を進めておりますので、準備室と教育委員会の中で一番いい形でつくり上げていくことになります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 今、青森西ヶ丘高校でどういう科目を何単位でどうしようかというのは何も決まっていないわけですね。また、中学生に対する説明というのはこれからになるわけです。仮に西ヶ丘高校が来年の四月から新城で開校したとしても、浪岡キャンパスという部

分については十分議論、検討——どういう科目で、どういうコースをつくるか、それは準備室で今議論しているわけですから、当然準備室と教育委員会とで議論して、その中で来年の四月に間に合うように、時間的にはまだ間に合うはずですから、どういう科目でやるのかというのはまだ決まっていませんから。ですから、それを今後、教育委員会と準備室できちっと議論してください、そして来年の四月に間に合うようにしてください、できるはずだと言っているんです。いかがですか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 来年の四月と申しますか、子供たちへの説明のこともありますので、夏頃までにはどういった学校になるのかということについては公表できるかと思えます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 答弁を了とできませんが、時間に限りがありますので、次に行きます。

議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」、歳出十款一項五目「教育指導費」並びに歳出十款四項三目「教育振興費」及び十款四項四目「学校建設費」の高等学校教育改革先導校創出事業の内容等についてであります。今回、提案されている理由については、これまでの御答弁で理解しました。

まず、この四校のほかに、今後さらに改革先導校は増えるのか、国の方針と教育委員会の対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 文部科学省からは、都道府県からの申請について、三つの類型で最大四拠点までと示されており、これにより対応しているところでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 四校に協力校がそれぞれ数校設定されていますが、協力校のメリット及び選定理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 協力校を設定するメリットとしては、合同での教職員研修や教材利用を通じて指導力の向上が図られること、実践した取組が協力校でも実施できるようになることなどが挙げられます。

また、協力校の選定に当たっては、学科や特色ある学びに共通性があること、連携により教育の質の向上が期待されること、相互に支援すること取組の持続性が見込まれることなどを考慮したものでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） この改革先導校の考え方は、理系及び企業が求める人材育成に重点を置いて、生徒の個性あるいは創造性、あるいは地方の独自性というものを軽視する方向性と考えますが、教育委員会の見解を伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 文部科学省が公表した高校教育改革に関する基本方針では、将来の正確な予測が難しい状況において、多様な個性や能力を生かして自ら問いを立てる力や、他者と共に価値をつくり出す力を身につけられる教育に転換する必要があることから、AIに代替されない能力や個性の伸長などの三つの視点を重視しながら、高校教育改革を進めることとしております。

本事業は、この基本方針を踏まえ、県立高校において、専門的な技術だけでなく、本県の課題解決に向け、主体性や創造力などの資質、能力を備えた人材の育成を目的として、教育内容の充実を図る高校教育改革の先導拠点を創出するものです。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） この改革先導校は、文科省の資料によれば、一定の生徒数の規模を確保するとして、小規模校、あるいは商業・実業系、あるいはスポーツ・芸術系の学校がありません。このような学校に

対して、今回の改革先導校の選定、あるいは文科省の方針は不公平、不平等の対応と私は誤解を与えかねないと思いますが、教育委員会の見解と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 本事業は、文部科学省が公表した高校教育改革に関する基本方針に基づき、教育内容の充実を図る高校教育改革のパイロットケースを創出するために実施するものです。

また、先ほども答弁しましたとおり、都道府県からの申請は、三つの類型で最大四拠点までとされていることから、本県における課題や産業構造、各校がこれまでに蓄積してきた専門的で特色ある教育活動に加え、大学、企業等との連携基盤などを勘案し、四校の改革先導校を選定いたしました。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） この改革先導校となっても、次期高校教育改革計画では、統廃合、あるいは学級減、学科再編の検討対象とされております。例えば青森南は、青森北と統合して探究科六学級、これは検討ということですが、それから、八戸北の五学級を学級減の検討ということになります。改革先導校となったとしても、こういう具合に変わっていくということであつては、先導校とは言えないと思うんですね。教育委員会の見解、対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほども答弁しましたとおり、学校の在り方地区検討委員会では、地区の望ましい学校配置等について様々な意見が出されておりまして、それが載せられているところでございます。

県教育委員会としては、昨年十月に策定した基本方針の下、検討結果報告書等を踏まえながら、前期実施計画の策定に向け、教育委員会会議で検討を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 改革先導校は新しい取組です。これは当然教職員に新たな負担を求めることになりますから、やはり教師の養成、あるいは増員、確保が必要だと思います。教育委員会の見解と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 本事業では、教員の負担に配慮し、学校外の関係機関との連携を担うコーディネーターや事業運営を行う事務職員を新たに配置するとともに、庁内関係課及び学校関係者で構成するプロジェクトチームを設置し、持続可能な実施体制を整えることとしております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） コーディネーターや会計年度任用職員は見込まれているわけで、プロジェクトチームといっても、それはどういうことになるのかやってみなきゃ分からね。

私がお尋ねしているのは、教師の数は増えなきゃ駄目だということですよ。あるいは教職員の数は増やさなきゃ駄目だということです。教師あるいは職員の数を増やすんですか、増やさないんですか。伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今現在は年度途中ですので教師の数を増やすということとは考えておりませんが、庁内関係課ですので、教育委員会事務局、あとは外部の方々でサポートするような形で進めることとしております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） この事業は、四校でおよそ六十三億円という事業になります。ほとんどが今、人を育てると言いつつも、新しい先生を確保するとか、そういうのがほとんど見られない。要するに、ハード系の整備が中心ということだと思うんですが、これは令和十年度までが今回提案されている六十三億円程度のもんですが、令和十年度以降は、

この四校に対して国からの財政措置はあるんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 現在のところは確認できておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） そうすると、全部それは県費で対応するということですか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 先ほど申し上げましたとおり、今現在では確認できておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 確認できていないのではなくて、確認しなきゃ駄目でしょう。三年で学校は終わるのではないですよ。当然の話なので。ではそれ以降はどうなるんですか。簡単な話なんです。簡単な疑問なんです。なぜ簡単な疑問を国に問えないんですか。国は何と言っているんですか。もう一度聞きます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） まだ未定でございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） これはきちっと聞いて報告してください。記者会見でも結構ですし、教育委員会の場合でも結構ですので、令和十年度以降は分かりませんでは無責任というものですよ。

次に移りますが、報告第十七号「令和七年度青森県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件」、四款六項「自然保護費」、鳥獣保護費のツキノワグマ管理等対策事業費等について。

繰り越した主な事業内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての御質問でございます。

令和七年度から鳥獣保護費一億三千二百五万四千円を令和八年度に繰り越ししておりますが、その内容は、ツキノワグマ管理等対策事業及びツキノワグマ被害防止緊急対策事業で、具体的には、ツキノワグマの生息動態調査に要する経費、ガバメントハンターを雇用するのに要する経費、市町村が実施する有害鳥獣捕獲の効率化、省力化のためのICT機器の導入を支援するのに要する経費、県職員の安全確保のための熊スプレーなど、資機材の整備に要する経費などとなっております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 令和八年度のツキノワグマの推定個体数は二千三百八十八頭であります。令和三年度の個体数について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 令和三年度における個体数の推定につきましては行っておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 令和三年度から七年度までの五年間で捕獲したツキノワグマは二千三百八十頭と聞いていますが、これを年度ごとに有害捕獲と狩猟捕獲の頭数を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 御質問の二千三百八十頭の内訳は、令和三年度が有害捕獲二百九頭、狩猟捕獲十頭、令和四年度が有害捕獲が百四十七頭、狩猟捕獲が十三頭、令和五年度が有害捕獲六百十三頭、狩猟捕獲十三頭、令和六年度が有害捕獲百四頭、狩猟捕獲八頭、令和七年度が有害捕獲千二百六十三頭、狩猟捕獲は現在集計中でございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ツキノワグマの生息頭数について、令和八年度の推定個体数は二千三百八十八頭、これを令和十三年度では目標個体数を千百八十頭とした理由と、令和八年度から五年間の捕獲目標数の有害捕獲と狩猟捕獲の内訳について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 令和十三年度の目標個体数千百八十頭は、昨年十一月に策定いたしました青森県第二種特定鳥獣管理計画において設定したものでございます。他方、令和八年度の推定個体数二千三百八十八頭は、令和七年度の捕獲実績や自然増加率を基に算出したもので、検討の時点が異なっております。

捕獲目標数につきましては、人身被害や農林業被害の発生状況により捕獲数が変動することから、モニタリング調査結果などを踏まえた上で、青森県ツキノワグマ保護管理対策検討委員会において協議し、毎年度、地域個体群ごとに設定することとしております。なお、管理計画では全体の捕獲目標数を定めており、有害捕獲と狩猟捕獲の内訳は定めておりません。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 昨年十一月に県が策定した第二種特定鳥獣管理計画（第二次ツキノワグマ）の資料ですが、これには成獣の雄は百から二百平方キロメートルの行動範囲で活動していると、本県の国有林、民有林を合わせた二十六万八千二百九十九ヘクタールが広葉樹林で、ツキノワグマの生息と繁殖可能な環境が整っているとの記述がありますが、この記述をした意味と目的を伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 成獣の雄の百から二百平方キロメートルの行動範囲で活動していることにつきましては、ツキノワグマの生息について記述しております。他方、本県の国有林、民有林を合わせた二十六万八千二百九十九ヘクタールが広葉樹林であるということにつきましては、本県における生息環境を、それぞれ一般的な記載をしたものでございます。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ツキノワグマの有害捕獲数について、令和五

年度の六百十三頭から令和七年度は千二百六十三頭に増えた要因は、ツキノワグマが山で食べるブナの実、あるいはドングリなどが不作のため、里に出没したことが主と考えますが、県はどのように分析しているのか伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所によりますと、東北地方の多くの地域では、熊の食料であるブナの実の結実変動が熊の出没と強い関係を持つことが明らかであるとされておりまして、県としても、そのように認識しております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） 成獣の雄が百から二百キロ平米の広葉樹林があると、あずましく暮らせるということですね。ツキノワグマの里への出没を減らすには、ツキノワグマが山で生活できる広葉樹林を広く確保する必要があると考えますが、県の認識と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 本県では、国有林及び民有林を合わせた約二十七万ヘクタールがツキノワグマの食性と関連深いブナ、ナラ類を含む広葉樹林となっております。現状におきましては、ツキノワグマの生息に適した環境が整っていると考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ツキノワグマの生息場所を広く確保する方法として、人とツキノワグマのすみ分けを進めるゾーニング管理制度をできるだけ早期に導入して、その中のコア生息地、これは、分かりやすく言うと、人間は入らないようにというコア生息地を広く設定すべきだと考えますが、県の認識と対応について伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） ツキノワグマが人の生活圏に出没

する事例が発生していることを踏まえ、地域を巻き込んだゾーニング管理の取組を進める必要があると考えております。

なお、ゾーニング管理の運用では、明確な区域分けをすること自体を目的とするのではなく、各ゾーンの管理目標や実施する対策と役割分担について、関係者間の共通認識を持つことが必要だと考えております。

○議長（工藤慎康） 鹿内議員。

○四十八番（鹿内 博） ツキノワグマが現れると捕獲する、このサイクルを県はいつまで続けるつもりですか。それとも、人間とツキノワグマとの争いをいつまで続けるつもりですか。早く終わらせる方法として、これは環境省が提案もしていますし、県が今年二月に策定したツキノワグマ等野生鳥獣被害対策パッケージのナンバーワンの柱に、一丁目一番地にゾーニング管理というのを設けているんですね。それをやろうとしない。それをやらないで、いつまでツキノワグマが里に現れるたびに捕獲するのを繰り返すんですか。

ではなくて、やはり持続可能なツキノワグマと人間が共存していくためにまずできることは、コア生息地ができるわけですから、それを広く関係者が合意すればできるわけ。できないことを県は書いていないはず。国もそう。できるから国や県の計画に書いているわけですから、早期にコア生息地を設定すべきだと思いますが、再度伺います。

○議長（工藤慎康） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 先ほども申し上げましたとおり、このゾーニング管理につきましては、地域を巻き込んだ取組を進める必要があると認識しております。

そして、議員からも御指摘がございました鳥獣管理計画のゾーニング管理におきましては、地域区分をコア生息地、緩衝地域、それから管理強化地域、排除地域の四つに区分しております。そのゾーニング管理を進めていくに当たっては、地形や土地利用の状況などの各地域の実情に応じた対策と役割分担について、関係者間で共通認識を持つことが必要

と考えております。

そして、人とツキノワグマのすみ分けを図るためには、コア生息地域や緩衝地域ではなく、農地から人家密集地である排除地域や、人の生活圏に近く、ツキノワグマの目撃情報が多い地域である管理強化地域において、ツキノワグマを侵入させない対策、具体的には人家周辺や耕作放棄地、河川敷の刈り払いや農作物の収穫の徹底、生ごみの適正な管理処分の徹底などを、県、市町村、住民がそれぞれの役割を担いながら進めていくことが必要だと考えております。

○議長（工藤慎康） 十二番後藤清安議員の発言を許可いたします。――後藤議員。

○十二番（後藤清安） 参政党の後藤清安です。

私からは、先ほど吉俣議員からも御質問がありました議案第五号「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」の内容等について、確認も含めまして何点かお伺いしていきたいと思っております。

教育は未来への投資であり、子供一人一人が家庭の経済状況に左右されることなく学べる環境を整えることは大変重要です。一方で、人口減少が進む本県においては、地域の県立高校が果たす役割も極めて大きく、公教育の充実や地域への影響にも十分配慮していく必要があります。さらに、制度が公平かつ適正に運用されることも重要な視点であります。そのような観点から、今回の青森県立高等学校授業料等徴収条例の改正案について伺います。

まず、今回の高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正によって、就学支援金の支給対象者は具体的にどのような変わったのかお伺いします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回の法改正では、支給対象者について所得制限が撤廃されたほか、国籍等の要件が見直され、日本国籍を有する者、特別永住者または永住者の在留資格を持って在留する者その他これに

準ずる者として、文部科学省令で定める者に限定されました。

なお、令和八年三月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒に対する高等学校等就学支援金の取扱いについては、従前の例によるという経過措置が設けられております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 国籍要件が付与されたりということがあるということですけれども、所得制限も撤廃されまして、原則として全ての高校生等が対象となると。また、私立高校についても一定額まで支給されるものと理解しているんですけれども、今回の改正によって、青森県内では新たに何人程度が支給対象となる見込みなんでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） これまでは県立高等学校の生徒の約八五%でしたけれども、今後につきましては、所得制限が撤廃されましたので、県立に関してはほぼそうだと思いますが、ただ、今、申請を受け付けている最中ですので、それからでないとはっきりした数字は申し上げられません。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

実質無償化の実現に向けて、県教育委員会は今までも取組を続けていらつしやうと思うんですけれども、これまでの一連の取組についてお聞かせください。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 平成二十六年度から始まった高等学校等就学支援金制度では、年収約九百十万円未満の世帯の生徒に対して就学支援金を支給してきたところであり、令和六年度の支給対象者は、県立高等学校の生徒数全体の約八五%でした。

また、昨年度は、国の補助金を活用した高校生等臨時支援金により、所得要件を満たさない世帯の生徒に対しても授業料相当額を支給しま

した。

そして、今般の法改正により所得制限が撤廃されたことから、今年度からは、世帯の所得にかかわらず、就学支援金を支給することとなったものです。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 既に県立高校では実質無償化となつていていると思いますけれども、また、さらに今回の改正によつて、いわゆる県立高校、公立の高校への影響というのはどのように捉えていらっしゃるのか、教育長の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今、全ての子供たちが、今回の目的にあるように、授業料に充てる支援金を支給することで家庭の教育費負担の軽減を図り、自らの希望に応じた教育を受けることができる環境が整備されたということで、教育の機会均等が図られ、我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資すると考えております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。

今回の法改正によつて就学支援金の支給対象から外れた方というのは具体的にどのような方になるのか。先ほど就学支援金も吉俣議員のところでは御答弁もあつたんですけれども、改めて今回、どのような方が支給対象から外れて、そしてどのような支援が行われるのかということについて伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 今回、外れる方というのは、具体的には在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者、在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者または日本に定着の意思がない者、そうした方々が想定されております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） ありがとうございます。つまり、所得制限によつて外れるということはないということですね。

高校の無償化が、私の問題意識としては、公立高校の定員割れですとか、統廃合をさらに加速させないかというような懸念を感じているところでございます。私立高校への公費投入拡大が公立高校の衰退や地域高校の統廃合にまたさらにつながっていくか検証が必要だと思つておりますし、また、浮いた家計負担などが塾などに流れたり、教育格差がかえつて広がるのではないかと懸念も感じております。

今回の改正による高校授業料無償化が県立高校と私立高校の志願動向や地域の県立高校の維持にどのような影響を及ぼすと考えているのか、また、県教育委員会として、今後どのように検証していくのか、教育長のお考えをお聞きたいと思ひます。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県立高校ですけれども、今、魅力ある高校づくりということで、基本方針や実施計画などをつくつているところでございますが、それぞれの学校に特色を持たせて、子供たちが選んで行きたくなるような県立高等学校づくりをこれからも進めてまいりたいと思つております。

○議長（工藤慎康） 後藤議員。

○十二番（後藤清安） 様々な検討会議が行われているのは承知しております。教育は子供たちの将来を支える最も重要な基盤であり、本県の未来への投資です。今回の制度改正が経済的な事情によつて学びを諦める子供をなくすということはもちろんなんですが、本県の公教育の充実や地域の県立高校を守ることにもつながるよう、やはり地域の学校というのは、単なる子供たちの学ぶ場というよりも、地域のハブ的な地域づくり、つながりを生み出すものと思ひますので、ぜひ今度の制度運用と国への必要な働きかけをお願いしたいと思ひつています。

平等と公平は違ふと思つております。公平かつ適正に運用されること

を要望いたしましたして、私からの質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（工藤慎康） 十三番吉田ゆかり議員の発言を許可いたします。

—— 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 無所属の吉田ゆかりです。通告に従いまして質疑を行います。

議案第二号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」、災害応急警備等手当の改正内容等についてです。

近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発、激甚化しており、本県においても、災害発生時には警察職員をはじめとする職員が危険を伴う現場において、昼夜を問わず、住民の生命、身体、財産を守るため、活動しております。

こうした中、本条例案では、災害応急警備等手当に関する見直しが提案されておりますが、災害対応に従事する職員が安心して任務に当たることができる環境を整備することは大変重要であると考えます。

そこで、災害応急警備等手当に係る改正内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 本県の警察職員に係る特殊勤務手当は、災害応急警備等手当を含め、基本的に国に準じたものとなっております。

今般、災害応急警備等手当に相当する国の手当の支給額が引き上げられたことから、本県においても、これに準じた支給額とするため、手当の支給限度額を日額二千六百十円から日額二千八百八十円に引き上げることとしたものです。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。

近年、豪雨や地震などの自然災害が全国各地で頻発、激甚化しており、本県においても、災害発生時には警察職員が被災現場において人命救助や避難誘導、行方不明者の捜索、交通規制など、危険を伴う様々な業務

に従事しております。今回の条例改正では、災害応急警備等手当の見直しが行われることとなっておりますが、どのような業務が支給対象となるのかを県民にも分かりやすく示すことが重要であると考えます。

そこで、災害応急警備等手当の支給対象業務について伺います。

○議長（工藤慎康） 総務部長。

○総務部長（三浦猛史） 災害応急警備等手当は、警察職員が、一つとして、豪雨等異常な自然現象、もしくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所、またはその周辺において行う災害警備、遭難救助などの作業に従事したとき、二つとして、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索または救助の作業に従事したとき、三つとして、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で、一定の区域や敷地内で行うものに従事したときに支給されるものです。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、災害応急警備等手当の支給対象業務や改正の趣旨について理解いたしました。

近年、自然災害は激甚化、頻発化しており、災害対応の最前線に立つ警察職員には、危険と隣り合わせの状況の中で、県民の生命と財産を守るといって極めて重要な役割が求められています。今回の条例改正が職員の士気向上や処遇の充実につながるとともに、安心して災害対応に専念できる勤務環境の確保につながることを期待いたします。

今後とも、現場で活動する職員の実情を十分に踏まえ、必要な処遇改善や勤務環境の整備に努められるよう要望して、この項目は終わります。

次に、議案第六号「青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案」、条例改正の内容等についてです。

本条例案では、下北地区統合校の名称を青森県立むつ大湊高等学校とすることが提案されております。学校名は、生徒や保護者、卒業生はも

とより、地域の皆様に長く親しまれ、新しい学校の特色や地域とのつながりを象徴する大変重要なものであります。また、統合校は、下北地域の未来を担う人材を育成する新たな学びの拠点となることから、その名称には統合の理念や地域への思いが込められているものと考えております。

そこで、下北地区統合校の名称案を青森県立むつ大湊高等学校とした理由について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 統合校の名称案については、下北地区統合校開設準備委員会から、下北総合高等学校、むつ大湊高等学校、むつ大湊総合工科高等学校、むつ総合高等学校、むつみらい高等学校の五つの候補が提案されました。

県教育委員会では、開設準備委員会から提案された五つの候補を検討対象とした上で、「むつ」「大湊」は、統合となる両校の校名にも用いられており、広く浸透していること、新たな学校としての出発でありながら、両校の歴史や特色ある教育内容等の継承を示すことができることなどを総合的に勘案し、決定したものでございます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。

下北地区統合校は、下北地域の未来を担う人材を育成する新たな学びの場として大きな期待が寄せられております。新しい学校の魅力を高め、多くの生徒や保護者から選ばれる学校とするためには、教育内容の充実のもとより、開設に向けた準備を着実に進めていくことが重要であると考えます。

そこで、下北地区統合校の開設に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 開設準備委員会では、むつ市が設置した下北地

区統合校検討委員会からの要望や、下北地区の産業関係団体等の意見を踏まえ、統合校の名称案や、校訓、校章、校歌、制服の方向性、特色ある教育活動、目指す人財像などについて協議し、その結果を報告書として取りまとめていただきました。

この報告書を踏まえ、県教育委員会では、むつ工業高校内に設置した下北地区統合校開設準備室と連携しながら、令和九年四月の開設に向け、準備を進めております。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 下北地区統合校は、既存校舎を活用しながら開校することとされておりますが、開校後も校舎の一部では改修工事が行われる予定と伺っております。工事期間中においても、生徒が安心して学校生活を送り、落ち着いた環境の中で学習に取り組めるよう配慮することは大変重要であると考えます。

そこで、既存校舎を一部改修した上で開校することとしておりますが、改修工事中の教育活動に支障が生じないよう、どのように対応していくのか伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 令和九年四月の開校に向けては、屋上防水改修、実習室の一部転用改修及びトイレ改修を行うこととしており、令和八年度に工事を実施し、開校までに完了する予定です。

なお、改修工事に当たっては、学校と打合せを行い、学校行事に十分配慮するとともに、騒音が想定される工事箇所については、必要に応じて防音性を高めるための仮設の間仕切り壁を設置するなど、教育活動に支障が生じないように対応していきます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 下北地区統合校が多くの中学生から進学先として選ばれる学校となるためには、特色ある教育内容や充実した学習環境など、新しい学校の魅力を中学生や保護者に分かりやすく伝えていく

ことが大変重要であると考えます。特に、学校統合に対して期待とともに不安を抱く方もいることから、開校前から積極的に情報発信を行い、新しい学校への理解を深めてもらうことが必要であります。

そこで、下北地区統合校が中学生に選ばれる学校となるよう、その魅力伝えることが大切と考えますが、どのように取り組むのか伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、開設準備室と連携し、統合校が魅力ある学校となるよう、教育課程の編成や特色ある教育活動などについて検討を深めるとともに、体験入学や中学校訪問など、あらゆる機会を通じて統合校に関する情報を幅広く提供するなど、生徒が見通しを持って進路選択できるよう取り組んでいきます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。学校の魅力はパンフレットやホームページだけでは十分に伝わるものではないと思います。中学生や保護者が新しい学校に期待と希望を持てるよう、選ばれる学校となるように直接魅力を実感できる機会を積極的に設けるとともに、地域と連携しながら情報発信を充実させ、下北地区統合校が多くの中学生に選ばれ、地域の誇りとなる学校となるよう取り組まれることを要望いたします。

次に、議案第一号「令和八年度青森県一般会計補正予算（第一号）案」について、歳出十款一項五目「教育指導費」、歳出十款四項三目「教育振興費」及び歳出十款四項四目「学校建設費」、高等学校教育改革先導校創出事業の取組等について、この中から弘前工業高等学校について質疑を行いたいと思います。

本事業では、地域や産業界と連携しながら、時代の変化に対応した工業教育の充実が期待されるところであります。

初めに、一点目として、主な取組内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 弘前工業高校では、地域産業の発展につながる産業DXに対応し、現場力とビジネス感覚を兼ね備えたアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組めます。

具体的には、AIやデータ、高度な実習機器を活用した学習、本県のエネルギー産業に関する学び等に取り組むとともに、最新の機械加工設備などの整備により、複雑な金属加工などの高度な学びを実践することとしています。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。

高等学校教育改革先導校創出事業では、先導校だけではなく、協力校との連携を通じて教育効果を高めていくことが重要だと考えます。

そこで、協力校との連携内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 弘前工業高校では、幅広い技術や知識を習得するため、協力校の生徒との交流活動や合同プロジェクトを実施することとしています。

また、教員の指導力向上を図るため、技術研修会の開催や指導事例の共有を行うこととしています。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 地域産業を支える人材の育成を進めるためには、企業との連携を一層深め、実践的な学びにつなげていくことが重要であると考えます。

そこで、企業との連携により期待される効果について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 弘前工業高校では、地域企業と連携し、機械操作などの技術講習、製品の共同開発、インターンシップ等を実施することとしています。

これらの取組により、生徒が実際の現場で直面する課題に触れることで、実践的な問題解決能力やビジネス感覚が養われるとともに、生徒の地域企業に対する理解が深まることで、職業観、勤労観の育成が期待されます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） ありがとうございます。協力校との連携についてなんですけれども、弘前工業高等学校が先導校ということですが、例えばむつ工業高校から弘前工業高校まで片道三時間など、ちよつと遠い協力校もほかにもあると思いますので、その先導校から物理的に距離的に遠い協力校との格差が生じないような取組を要望したいと思います。

次に、青森南高等学校について伺います。

高等学校教育改革先導校創出事業では、各校の特色を生かしながら新たな教育モデルの構築を目指すこととしております。

一点目として、主な取組内容について伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森南高校では、地理的条件、経済状況、校種、多様な個性を学びの資源に変え、多様な価値観や学びを包摂し、誰一人取り残さない学びの実現を目指します。

具体的には、他の県立高校と連携し、地域維持・発展をテーマとした継続的な探究活動を行うほか、海外姉妹校と連携し、多文化共生社会をテーマに、外国人就労者等へのヒアリングにより、異なる文化や価値観を理解し、尊重の心を育むこととしていきます。

また、地域企業、大学、県関係部局等で構成されるエキスパートチームを編成し、質の高い学びを目指して生徒への伴走支援を行います。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 高等学校教育改革先導校創出事業は、先導校における取組成果を県内全体へ広げ、県全体の教育力向上につなげてい

くことが重要であると考えます。

そこで、取組を他の高等学校にどのように普及させるのか伺います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 青森南高校の取組では、他校の生徒と合同での探究活動や国際交流プログラムを実施することで、多様な学びの機会を共有します。

また、仮想空間上に教員同士のコミュニケーション機能を備えたプラットフォームを構築し、教員が主体的に、双方向で、即時性を持って学び合い、指導方法と教材を共有することにより、普及を図っていきます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 高等学校教育改革先導校創出事業は、先導校だけの取組にとどまることなく、その成果を県内全ての高等学校へ広く展開し、本県高校教育全体の質の向上につなげていくことが重要であると思います。また、地域や企業、大学等との連携を一層深めながら、生徒一人一人が主体的に学び、自らの可能性を伸ばすことのできる魅力ある学校づくりを進めることを要望し、この項目を終わります。

次に、歳出六款六項四目「水産業企画調査費」、漁業用燃油価格等高騰対策緊急支援事業費補助の内容等についてです。

燃油価格や資材価格の高騰が続く中、漁業者が安心して操業を継続できるよう、迅速な支援が重要であると考えます。

そこで、本事業の今後の実施スケジュールについて伺います。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 今後、予算案を可決いただくことができましたら、速やかに交付要綱を制定し、交付先となる漁業関係団体において、補助金額の算定等の準備を進めていただくことといたしております。

その後は、令和九年二月に国の漁業経営セーフティネット構築事業による補填金の額が確定される見込みとなっておりまして、それを受けて本事業の補助金額が確定することから、漁業者等に対する補助金の支

番 号	件 名
議案第 1 号	令和8年度青森県一般会計補正予算（第1号）案
	第1表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	第11款 国庫補助金中所管分
	第14款 基金繰入金中所管分
	歳 出
	第3款 児童福祉費
	第2項 第10款
	第1項 教育総務費中所管分
議案第 2 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 3 号	青森県県税条例の一部を改正する条例案
報告第 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税条例の一部を改正する条例）
報告第 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

払いは、同年三月に漁業団体を通じて行われる予定でございます。

○議長（工藤慎康） 吉田議員。

○十三番（吉田ゆかり） 御答弁ありがとうございます。本事業は、厳しい経営環境に置かれている漁業者を支える重要な支援策であります。現場の実情を十分に踏まえ、必要な支援が迅速かつ確実に届くよう取り組みとともに、今後も漁業者の声を丁寧に向いながら、経営の安定と本県水産業の持続的な発展に向けた支援の充実に努められることを要望いたします。

最後に、このたび退任されます小谷知也副知事におかれましては、青森県の発展のため、重責を担われ、その手腕を遺憾なく発揮されてこられました。心から敬意を表するとともに、これまでの御尽力に深く感謝を申し上げます。今後、ますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げます、私の質疑を終わります。

○議長（工藤慎康） これをもって質疑を終わります。

◎ 議案所管委員会付託

○議長（工藤慎康） 議案第一号から議案第八号まで、報告第一号及び報告第二号を配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管委員会に付託いたします。

第 3 2 6 回定例会環境厚生委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 8 年度青森県一般会計補正予算（第 1 号）案
	第 1 表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	歳 出
	第 1 1 款 国庫補助金中所管分
	第 2 項 国庫補助金中所管分
議案第 4 号	青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 2 6 回定例会農林水産委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 8 年度青森県一般会計補正予算（第 1 号）案
	第 1 表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	歳 出
	第 6 款 農林水産業費

第326回定例会経済交通観光委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和8年度青森県一般会計補正予算（第1号）案
	第1表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	第7款 商工費

第326回定例会文教公安委員会議案付託表

番 号	件 名
議案第 1 号	令和8年度青森県一般会計補正予算（第1号）案
	第1表 歳入歳出予算補正
	歳 入
	第11款 国庫補助金中所管分
	第12款 財産収入
	第14款 基金繰入金中所管分
議案第 5 号	青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第 7 号	財産の取得の件
議案第 8 号	公共施設等の影響等に関する事業契約の一部変更の件

第326回定例会建設危機管理委員会議案付託表

議案第1号	件名
令和8年度青森県一般会計補正予算（第1号）案	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳入	歳出
第2款 総務費	

◎ 発議案上程

○議長（工藤愼康） 発議案が提出されましたので、配付しております。
発議第七号及び発議第八号を一括議題といたします。

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

田 中 順 造	清 水 悦 郎	森 内 之保留	工 藤 兼 光
三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕 山 谷 清 文	
櫛 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康	高 橋 修 一
蛇 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾 花 田 栄 介	
菊 池 勲	小比類巻 正規	和 田 寛 司	木 明 和 人
大 崎 光 明	福 士 直 治	成 田 陽 光	大 澤 敏 彦
工 藤 悠 平	井 本 貴 之	阿 部 祐 己	川 村 悟
斉 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹	大 澤 祥 宏
田名部 定 男	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑
伊 吹 信 一	夏 坂 修	後 藤 清 安	鶴賀谷 貴
吉 田 ゆかり			

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

そのような中、自衛官の要員不足は依然として深刻な状況にあり、応募者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。人口減少という構造的要因に加え、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると考えられる。

また、自衛官の処遇、すなわち賃金が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとは言いがたい面があること、二十四時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担なども退職の一因と指摘されている。特に、若年層の退職が多いことは看過できない状況である。近年ますます複雑化・高度化する防衛任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛隊員の処遇改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国や地方自治体の行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野において十分に発揮され得るものである。退職自衛官がその能力を社会の中で円滑に活かし、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが求められている。

自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる環境や再就職しやすくなるよう受け入れる民間側の環境づくりを整えることは、我が国の防衛力を安定的に維持・強化する上で極めて重要である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

田 中 順 造	清 水 悦 郎	森 内 之保留	工 藤 兼 光
三 橋 一 三	山 田 知 丸	井 裕 山 谷 清 文	
楡 引 ユキ子	夏 堀 浩 一	工 藤 慎 康 高 橋 修 一	
蛭 沢 正 勝	寺 田 達 也	齊 藤 爾 花 田 栄 介	
菊 池 勲	小比類巻 正規	和 田 寛 司 木 明 和 人	
大 崎 光 明	福 士 直 治	成 田 陽 光 大 澤 敏 彦	
工 藤 悠 平	井 本 貴 之	阿 部 祐 己 川 村 悟	
斉 藤 孝 昭	大 平 陽 子	北 向 由 樹 大 澤 祥 宏	
伊 吹 信 一	夏 坂 修	後 藤 清 安 鶴賀谷 貴	
吉 田 ゆかり			

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書

本年は、国体史上初の完全国体となった「あすなる国体」以来、49年ぶりとなる「青の煌めきあおもり国入ホ・障スポ」が本県において開催される。

天皇皇后両陛下の御臨席予定のほか、多くの皇族が本県を御訪問いただき、県内を御視察いただく機会となる。こうした皇室の御存在は、青森県民のみならず、全国の国民にとって欠かすことのできない、非常に重要なものとなっている。

皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第七号及び発議第八号は、提案理由説明及び委員会付託はいずれも省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第七号及び発議第八号に対する質疑であります。通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

◎ 発議案に対する討論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

反対討論、三十五番安藤晴美議員の登壇を許可いたします。――安藤議員。

○三十五番（安藤晴美） 日本共産党の安藤晴美です。

発議第七号「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書（案）」及び発議第八号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書（案）」に対する反対討論を行います。

最初に、発議第七号「自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書（案）」の反対理由を述べます。

自衛隊について、国会では、人事院勧告に基づく給与改定が提案されてきており、日本共産党は、これに対し賛成してきております。また、自衛隊の定年年齢は、階級に応じて五十五歳から六十二歳と定められており、一般の公務員に比べても若年での定年となることから、退職される自衛官の再就職への支援は必要と考えます。

よって、要望事項第一項の「自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生

等を含む処遇の更なる改善を図ること」及び第三項の「退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること」には賛成いたします。

しかしながら、第二項に掲げる「自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性のある施策を推進すること」についてですが、現員が減少している最大の要因は中途退職者の急増です。防衛省資料によれば、二〇二一年度から三年連続で過去最多を更新しています。万人採用しても、その半分に相当する数が中途退職している、入隊から五年以内で退職するケースが約五割と指摘しています。人材確保と言うなら、内部のパワハラ、セクハラの根絶や、平和外交による緊張緩和を図り、海外任務の再検討こそが必要と考えます。

よって、第二項の部分には賛成しかねることから反対いたします。次に、発議第八号「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書（案）」に対する反対理由を述べます。

衆参両院の正副議長が皇位継承の在り方に関する全体会議で、皇族数の確保策に向けた立法院の総意を取りまとめました。高市早苗首相は、それに基づいて皇室典範の改正案をつくり、今国会で成立を目指すとしています。

取りまとめは、皇族数の確保策として、一、女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する、二、戦後に皇籍を離れた旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎えるの二案を了とし、これを基にした法制化を求めています。皇族数確保についての取りまとめとされていますが、実際は皇位継承をどう図るかと不可分に議論されています。そこでは、男系男子による継承が不動の原則とされ、養子の子に皇位継承権を与えて、女性天皇、女系天皇を封じることが念頭に置かれています。

各社の世論調査では、女性天皇に賛成が七、八割を占め、女系天皇にも大多数が賛成しています。女性・女系天皇を認めないことを前提とす

るのは、国民の総意とはとても言えません。

全体会議でも日本共産党が男女平等を掲げる憲法の問題に反すると
して反対したのをはじめ、五党派が反対しており、全体会議の総意とも、
立法府の総意とも言えません。これを総意だとして国民的議論抜きに立
法作業に進むのは許されません。

皇位の継承も憲法に基づくべきです。憲法は、天皇は国民統合の象徴
であり、その地位は主権者、国民の総意に基づくとしています。多様な
性を持つ国民の統合の象徴を男性に限る合理的理由はなく、男性や男系
に限定するのは男女平等を掲げる憲法の問題に反します。女性天皇を認
めることは、国民の中でのジェンダー平等を発展させることにつながり
ます。憲法に基づき、女性天皇について正面から議論すべきです。

よって、男性継承の重みを尊重した上で、真摯な議論が求められると
した本意見書案に対して反対いたします。

以上、二本の反対理由を述べ、反対討論といたします。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わります。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） これより発議第七号及び発議第八号を採決いたし
ます。

発議第八号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されま
した。

発議第七号、本件の原案に賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立多数であります。よって、原案は可決されま
した。

◎ 発 議 案 上 程

○議長（工藤慎康） 発議第一号から発議第六号までを一括議題といた
します。

いわゆる隠れ教育費の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

青森県議会議員

田名部 定 男	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修 磨	鹿 内 博 今	博	

いわゆる隠れ教育費の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書

小・中学校では授業料や教科書が無償とされ、高校段階においても授業料負担の軽減に向けた制度が設けられている。しかし実際には、学校生活を送るためには、補助教材費、学用品費、校外学習費、制服・体操服、部活動、修学旅行、通学、ICT 機器に関わる費用など、多くの費用が必要であり、学校段階を問わず、保護者がさまざまな負担をしている。

これらのいわゆる「隠れ教育費」は、家計を圧迫し、子どもの学びや進路選択に経済格差を生じさせる要因となっている。とりわけ高校段階では、義務教育段階に比べて、通学範囲の広域化、部活動や資格取得、進学・就職準備などに伴う負担も大きくなりやすく、保護者負担の実態を明らかにするとともに、抜本的な経域策を講じる必要がある。

文部科学省は子供の学習費調査を実施しているが、学校や自治体ごとに徴収項目や金額、集金方法、公費負担の範囲は異なり、保護者が実際に負担している費用の全体像が十分に見えにくい状況にある。物価高騰が続く中、数千円単位の臨時徴収であっても、子育て世帯にとっては重い負担となり、校外学習や部活動等への参加をためらう要因にもなり得る。

本県においては、人口減少と少子化が進む中で、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要な課題である。保護者負担の軽減は、教育の機会均等の実現に資するだけでなく、子育て支援、少子化対策、地域で子どもを育てる環境づくりの観点からも重要である。

よって、国に対し、小・中学校及び高等学校等における隠れ教育費の実態を明らかにし、保護者負担の軽減を図るため、下記の施策を実施するよう強く求める。

記

- 1 補助教材費、学用品費、校外学習費、制服・体操服、部活動、修学旅行、通学、ICT 機器に関わる費用など、学校生活に必要な費用について、小・中学校及び高等学校等の学校段階ごとに、保護者負担の実態を詳細に把握し、その結果を公表すること。
- 2 実態把握の結果に基づき、学校が負担すべきもの、保護者に負担を求めざるを得ないもの、そもそも見直すべきものとされたものについては、必要な予算を確保するとともに、地方自治体や学校現場に過度な事務負担が生じないよう、国として必要な財政措置及び制度整備を行うこと。
- 4 就学援助制度の対象経費及び支給水準を実態に即して見直すとともに、申請手続の簡素化、周知の徹底、支給時期の早期化を図り、必要な世帯に支援につながるようにすること。
- 5 学校現場に過度な事務負担を生じさせないよう、教材等の共同購入、公費化、会計処理の標準化、デジタル化等を支援し、教職員が本来業務に専念できる環境整備を進めること。

以上、地方自治法第 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

青 森 県 議 会

性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する差別の解消と安心して暮らせる環境整備を求める意見書（案）

青森県議会会議規則第 1 5 条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定 男	高 畑 紀 子	夏 堀 嘉一郎	小笠原 大 佑
安 藤 晴 美	吉 俣 洋	田 端 深 雪	伊 吹 信 一
夏 坂 修 鹿	内 博 今	博	

性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する
差別の解消と安心して暮らせる環境整備を求める意見書

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する社会的認知は広がりがつつあるが、日常生活、学校、職場、医療・福祉、住まい、行政手続などの場面において、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする差別、偏見、ハラスメントに直面し、自分らしく暮らすことが困難な人がなお少なくない。本人の同意なく性的指向や性自認を第三者に暴露するアウティングは、当事者の尊厳と安全を大きく損なう重大な人権侵害である。

令和5年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が制定された。同法により理解増進の取組が進むことは重要であるが、差別的取扱いの禁止や救済の仕組みを十分に備えたものではなく、当事者が安心して生活できる社会を実現するためには、実効性ある法整備と環境整備をさらに進める必要がある。

本県では、令和4年2月から青森県パートナーシップ宣誓制度が運用され、性の多様なあり方に対する県民理解の促進、企業等向け研修、若者向け啓発などの取組が進められてきた。こうした地方の取組を一層実効あるものとするためにも、国において、自治体、学校、職場、医療・福祉機関等が共通して参照できる明確な基準や支援策を整備することが必要である。

特に、児童生徒や若者が、学校生活の中でトイレ、更衣、制服、呼称、相談体制などについて悩みを抱えても、安心して相談できず、孤立することがないようにすることは重要である。また、職場におけるSOGIハラスメントの防止、相談窓口の整備、アウティング防止、同性パートナーを含む家族関係への配慮など、地域社会全体で安心して暮らし働ける環境を整える必要がある。

よって、国に対し、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）にかかわらず、誰もが尊厳をもって安心して暮らすことができる社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする差別的取扱い、ハラスメント及びアウティングを防止し、被害を受けた場合の相談・救済につながる実効性ある法整備及び環境整備を進めること。
- 2 学校において、児童生徒の発達段階や個別の事情を踏まえ、トイレ、更衣、制服、呼称、宿泊行事、相談支援等について適切な配慮が行われるよう、教職員研修、相談体制の整備、教育委員会及び学校への支援を充実すること。
- 3 職場におけるSOGIハラスメント及びアウティングの防止に向け、事業主の取組を促進するとともに、就職活動、採用、配置、福利厚生、休暇、相談対応等において不利益な取扱いが生じないよう、指針の周知徹底と支援を行うこと。

- 4 医療、福祉、住宅、災害対応、行政手続等の場面において、同性パートナーを含む家族関係や本人確認、プライバシー保護に関する配慮が進むよう、国として必要な指針を示し、自治体の取組を支援すること。
- 5 地方自治体が実施するパートナーシップ宣誓制度、相談支援、啓発、職員研修、企業・学校向け研修等について、財政的・技術的支援を行い、地域間で取組に格差が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

発 議 第 3 号

多様な民意の反映を損なう衆議院比例代表定数の
大幅削減に反対する意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

田名部 定男	高畑 紀子	夏堀 嘉一郎	小笠原 大佑
安藤 晴美	吉俣 洋	田端 深雪	伊吹 信一
夏坂 修	鹿内 博	今 博	後藤 清安

多様な民意の反映を損なう衆議院比例代表定数の大幅削減に反対する意見書

衆議院議員選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙を組み合わせた制度として運用されている。小選挙区選挙は、政権選択を明確にする機能を有する一方、各選挙区で最多得票者一人のみが当選する制度であるため、得票が議席に結びつかない票が多く生じ、少数意見や多様な民意が議席に反映されにくい側面がある。

これに対し、比例代表選挙は、政党等の得票に応じて議席を配分することにより、国民の多様な意思を国会に反映させる重要な役割を担っている。とりわけ、人口減少や選挙区の広域化が進む地方においては、地域の声、若者、女性、障がいのある人、子育て世代、働く人々、中小企業や農林水産業に携わる人々など、多様な立場の声を国政に届ける上でも、比例代表制度の意義は大きい。

現在、衆議院議員定数の削減をめぐり、比例代表定数を大幅に削減する案が議論されている。しかし、比例代表のみを対象として大幅な定数削減を行うことは、制度全体の均衡を損ない、小選挙区制の下で生じ得る民意と議席の乖離を補完してきた機能を弱めるものである。これは、多様な民意の反映を後退させ、国会における少数意見や地方の声の反映を困難にするおそれがある。

もとより、国会改革や政治改革の必要性を否定するものではない。国民の政治不信に 대응するためには、政治資金の透明化、政策活動費のあり方、議員歳費や調査研究広報滞在費等の見直し、国会審議の充実など、真に国民の信頼回復につながる改革を進めるべきである。しかし、十分な国民的議論や制度全体の検証を経ることなく、比例代表定数を一方的かつ大幅に削減することは、政治改革の名の下に、国民の選択肢と民意の反映を損ねるものと言わざるを得ない。

選挙制度は、議会制民主主義の根幹に関わる最も重要な制度である。その見直しに当たっては、特定の政治勢力の利害や短期的な政治日程によって拙速に結論を出すのではなく、主権者である国民の意思、多様な民意の反映、地方の声の確保という観点から、慎重かつ丁寧な議論が尽くされなければならない。

よって、国会及び政府においては、衆議院比例代表定数の削減、とりわけ比例代表のみを対象とした大幅な定数削減を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

改憲発議に反対し、日本国憲法をいかした政治を求める意見書(案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

安 藤 晴 美 吉 俣 洋 田 端 深 雪 鹿 内 博
今 博

改憲発議に反対し、日本国憲法をいかにした政治を求める意見書

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍がおびただしい人命の犠牲と痛苦をもたらした反省に基づき、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」し、戦力不保持・交戦権の否認という徹底した恒久平和主義を基本原理としている。この憲法が近隣諸国との平和の礎となり、武力行使の制約となってきた。その結果、自衛隊が海外において他国の人命を奪うことがなく、同時に自衛隊員の命を守る力ともなってきた。イラン情勢において、アメリカからのホルムズ海峡への自衛隊派遣要請を拒否する根拠となったことは記憶に新しい。

高市首相は改憲に強い意欲を示しているが、憲法に自衛隊を明記することは「戦力の不保持」を定めた憲法第9条2項を死文化し、海外での武力行使を無制限に可能にすることにつながる。

国会では、憲法に「緊急事態条項」を盛り込むイメージ案が議題となっている。ここでは、内閣に緊急政令制定や緊急財政処分を認めることと、内閣が国会の承認を得て「選挙困難事態」を認定すれば、議員任期を延長できることの二つのケースが想定されている。このうち「緊急政令」と「緊急財政処分」は、内閣に権限を集中させ、国民の基本的人権の制限を可能にするものに他ならない。その危険性は、戦前のドイツにおける全権委任法がヒトラー独裁政権の暴走を許したことからも明らかである。

また、「選挙困難事態」における議員の任期延長については、6月10日の参院憲法審査会で、参院の緊急集会（憲法54条）で「十分に間に合う」と意見が出されており、改憲をしてまで必要なものではない。

そもそも憲法は立憲主義の観点から国家権力を制限し、国民の権利・自由を守るための規範であり、憲法99条で「天皇または摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員が「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されている。尊重擁護義務を負う立場にあるものが改憲発議をすることは立憲主義に反する。

今こそ、憲法9条による平和外交を徹底し、国民の命、生活、尊厳を守るための憲法を生かした政治が求められる。よって、改憲発議をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

「一部保険外療養」を盛り込んだ改定健康保険法を廃案し、
国民皆保険制度を守ることを求める意見書（案）

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者（別 紙）

安 藤 晴 美 吉 保 洋 田 端 深 雪 鹿 内 博

今 博

「一部保険外療養」を盛り込んだ改定健康保険法を廃案し、
国民皆保険制度を守ることを求める意見書

多くの患者や患者団体、医療団体などの反対の声を顧みることなく、今年5月29日、参議院本会議で改正健康保険法が成立した。
改定健康保険法は、わずかばかりの保険料の引き下げと引き換えに、OTC類似薬を保険から外すとし、国会質疑においてOTC類似薬以外については「現時点では想定していない」としている。しかし、第63条2項により、厚生労働大臣の告示で、診療、検査、診断、処置・手術、薬剤、入院医療、在宅医療などあらゆる医療行為について保険給付の範囲を縮小、さらに政府が軽度だとみなす疾患そのものを保険から外すことも可能とするものである。

今回の改定は「現役世代の負担軽減」としているが、保険料軽減効果は月33円に過ぎず、一方、窓口負担が3割の場合、薬剤費の自己負担は約1.5倍に増える。わずかな軽減と引き換えに国民全体の医療を受ける権利を侵害し、とりわけ慢性疾患や難病患者にとって死活問題であり、国民皆保険の基本理念に照らしても許されないものであることから廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

実効ある消費税率引き下げを速やかに行うことを求める意見書 (案)

青森県議会会議規則第15条の規定により提出する。

令和8年6月24日

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

提 出 者 (別 紙)

青森県議会議員

安 藤 晴 美 吉 俣 洋 田 端 深 雪 鹿 内 博

今 博

実効ある消費税引き下げを速やかに行うことを求める意見書

長引く物価高騰の中、国民のくらしは厳しさを増している。先の衆議院議員選挙において、消費税減税が大きな争点の一つとなり、多くの政党が消費税減税を公約に掲げ、選挙後に行われた世論調査においても、消費税減税を求める声が大きいとが示された。

現在、高市首相は、国会とは別に設置した社会保障国民会議において、食料品 1%かつ 2 年間で限定し、来年 4 月をめどに実施としているが、ひっ迫している国民生活の実態からして、実効性に乏しいうえに緩慢な対応と言わざるを得ない。食料品だけでなくあらゆるものが値上がりしており、食料品だけの減税では新たな負担が生じ、インボイス制度による負担の解消もされないことは大きな問題である。

そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担の割合が重くなる逆進性の強い税金である。中小零細事業者において利益が出ていなくても赤字でも納付を迫られ、社会保険料の負担も重なり倒産する事業者も増加している。事業者の 99.7%が中小零細事業者である青森県にとって実効性ある消費税減税の早急な実施が求められる。

真摯に国民のくらしの負担を軽減し消費を促し、中小企業の経営を支えるために、現実的に実効性ある一律 5%消費税の引き下げを早急に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 24 日

青 森 県 議 会

◎ 発議案提案理由説明

○議長（工藤慎康） 発議第一号から発議第三号までについて、提出者の説明を求めます。

五番小笠原大佑議員の登壇を求めます。——小笠原議員。

○五番（小笠原大佑） 立憲民主・無所属の会の小笠原大佑です。発議第一号、第二号、第三号の三件の意見書案について提案理由を説明します。

まず一件目は、「いわゆる隠れ教育費の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書」です。

学校にかかるお金というと、授業料や給食費が思い浮かびます。しかし、保護者の実感としては、それだけではありません。教材、文房具、制服、体操服、部活動、修学旅行、通学、端末や周辺機器など、学校生活には様々な出費があります。小・中学校では授業料や教科書が無償とされ、今年度より公立高校でも就学支援金は所得制限が撤廃され、授業料は実質的に無償となりました。それでも子供が毎日学校に通い、学び、活動し、進路を考えていくためには、まだ多くの費用が家庭にのしかかっています。

特に高校では、家から近い学校に通えるとは限りません。電車やバスで遠くまで通う生徒もいます。部活動や資格取得、進学や就職の準備にもお金がかかります。こうした費用は進路の幅そのものに関わります。本当は挑戦したいことがあるのに、家計を気にして口に出せない子供がいるかもしれません。保護者も応援したいと思いながら、物価高の中で負担の重さに悩んでいるかもしれません。

教育は、子供の未来への入り口です。その入り口が家庭の経済状況によって狭くなることがあってはなりません。だからこそ、まず国が学校に通うために実際どれだけの費用がかかっているのか、小・中学校だけ

でなく、高校段階まで含めて丁寧に把握する必要があります。その上で、家庭に求めてきた負担の在り方を見直し、子供たちが学びや進路を諦めなくてよい環境を整えるべきです。

次に、二件目は、「性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する差別の解消と安心して暮らせる環境整備を求める意見書」です。

性の在り方は、誰にとってもその人の尊厳や暮らしに関わる大切な問題です。ところが、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由に、偏見やからかい、不利益な取扱いを受けるのではないかと、いう不安から、日々の生活の中で声を上げられない人がいます。学校や職場、家庭や地域の中で安心して相談できない、知られたくないことを本人の同意なく広められる、そうしたことは単なる無理解ではなくて、その人の尊厳や安全を深く傷つける問題です。

本県でも、パートナーシップ宣誓制度や理解を広げる取組が進められています。これは大切な前進です。一方で、制度ができたからといって、全ての不安がなくなるわけではありません。学校で制服や更衣、トイレのことで悩む子供がいるかもしれません。職場で知られたら働きづらくなるのではないかと不安を抱える人がいるかもしれません。

地域や家庭の中で、誰にも話せず、孤立している人がいるかもしれません。もちろん、この青森でもです。

この意見書は、特定の誰かを優遇するためのものではなく、誰でもあっても否定されず、脅かされず、自分の人生を生きられるようにするためのものです。どこに住んでいても、どの学校に通っていても、どの職場で働いていても安心に差が出ない社会をつくる、そのために国として差別や嫌がらせを防ぎ、相談や支援につながる仕組みを整えることを求めます。

最後に、三件目は、「多様な民意の反映を損なう衆議院比例代表定数の大幅削減に反対する意見書」です。

選挙は、ただ勝ち負けを決めるためだけのものではありません。社会の中にある様々な考えや願いを政治の場に届けるための仕組みでもあります。

小選挙区には、政権選択を分かりやすくする役割があります。しかし、一つの選挙区で当選するのは一人だけです。そうすると、当選者以外に投じられた票は、議席にはつながりません。比例代表は、その偏りを和らげる役割を持っています。多くの人がどの政党に期待したのか、その割合をできるだけ議席に反映させる仕組みです。小さな声、少数の声、地域の声も国会に届けるための大事な回路です。

人口減少が進む地方にとって、この意味は決して小さくありません。選挙区は広くなり、地域の課題は複雑になってきています。若者、女性、子育て世代、障がいのある方、働く人々、中小企業、農林水産業に関わる方々、それぞれの声がどのように国政へ届くのかは青森県にとっても重要な課題です。

もちろん、政治改革は必要です。政治への信頼を取り戻すために、政治資金の透明化や国会審議の充実など、取り組むべき課題はあります。しかし、政治改革という言葉の下で民意をすくい上げる仕組みを弱めてしまつては本末転倒です。十分な議論なく、比例代表だけを大きく削ることは、国民の選択肢を狭め、地方や少数の声が国政に届きにくくなることにつながりかねません。選挙制度は、民主主義の土台です。だからこそ、急いで結論を出すのではなく、国民の声をどう反映するのか、地方の声をどう守るのかという視点から丁寧に議論されるべきです。

以上三件は、いずれも青森県で暮らす人たちの学び、安心、そして性に関わるものです。子供が費用を理由に可能性を狭められないこと、性の在り方によって不安や孤立を抱えなくてよいこと、そして地方に暮らす私たちの声が国の政治に届く仕組みを守ること、一人一人の存在を軽んじない政治を進めるため、議員各位の御理解と御賛同をお願いし、提案理由の説明いたします。

○議長（工藤慎康） 次に、発議第四号から発議第六号までについて、提出者の説明を求めます。

二十三番田端深雪議員の登壇を求めます。——田端議員。

○二十三番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。日本共産党、立憲民主・憲法をいかす県民の会で提出いたしました三本の意見書について提案理由を述べさせていただきます。

まず、発議第四号「改憲発議に反対し、日本国憲法をいかした政治を求める意見書（案）」についてです。

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍がおびただしい人命の犠牲と痛苦をもたらした反省の下に、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、戦力不保持、交戦権の否認という徹底した恒久平和主義を基本原理としています。この憲法が近隣諸国との平和の礎となり、戦後、日本が高度経済成長を遂げてきた事実と、実質、武力行使の制約となって、これまで自衛隊が海外において他国の人命を奪うことも、自衛隊員が戦死することもなく、命を守る力ともなってきたことを認識すべきと考えます。イラン情勢において、アメリカからのホルムズ海峡への自衛隊派遣要請を拒否する根拠となったことは記憶に新しいものです。

憲法第九条に自衛隊を書き込むだけだという議論がありますが、これは、事の本質を間違えることになります。自衛隊を憲法第九条に書き込むことは、後法優越の原理によって、憲法第九条第二項を死文化することになります。二〇一五年に強行された安保法制化により、集团的自衛権、敵基地攻撃能力の保持を可能としている状況において、日本の防衛と関係のない戦争に自衛隊が駆り出されることへの歯止めがなくなり、自衛隊員を殺し殺される状況に追い込むことにつながります。死んでいい命、殺していい命は一つありません。

これまで国会で緊急事態条項について議論されてきていますが、東日本大震災や新型コロナ禍において緊急事態条項が必要だったというこ

とはなく、むしろ災害時にこそ地方に人、金、権限が必要だというのが教訓であり、緊急事態を理由に国に権限を集中するというのは筋違いです。これまでの日本だけでなく、世界的な歴史でも緊急事態条項がどさくさに紛れて国家権力を集中するために機能したことを忘れてはなりません。国会の立法権を奪い、内閣に巨大な権限を与え、三権分立や基本的人権の保障など、憲法の原則を脅かす憲法停止条項にほかなりません。戦前、ドイツにおいて、全権委任法がナチス独裁政権を誕生させることにつながった歴史を教訓とすべきです。

国会議員の任期の延長は、この緊急事態条項と地続きにあるものです。そもそも、任期とは、ある一定の者がその地位にとどまり、権力を集中することを防ぐためにあります。内閣の一存で延長することは、国民主権に基づく議会民主主義を根底から覆すものです。

憲法について国がやるべきことは改憲の議論ではありません。国民にとっては、憲法から乖離した現実の政治をただ議論こそ必要です。戦争の心配なく、全ての国民が健康で文化的な生活を営むことができる、税金がしっかりと自分たちの暮らしに回る政治を望むということが県民、国民の声であって、憲法を変えることではなく、今の憲法を生かした政治こそ求められています。日本国憲法は、国家権力を制限し、国民の権利、自由を守るための規範であり、尊重擁護義務を負う立場にある者が改憲発議をすることは、立憲主義に反すると言わざるを得ません。

次に、発議第五号「一部保険外療養」を盛り込んだ改定健康保険法を廃案し、国民皆保険制度を守ることを求める意見書（案）」についてです。

多くの患者や患者団体、医療団体などの反対の声を顧みることなく、今年五月二十九日、参議院本会議で改正健康保険法が成立してしまいました。改正健康保険法は、僅かばかりの保険料の引下げと引換えに、OTC類似薬を保険から外すというものです。改正の理由を現役世代の負担軽減と言いますが、保険料軽減効果は月三十三円にすぎず、一方、窓

口負担が三割の場合、薬剤費の自己負担は約一・五倍に増えます。二〇二七年三月から七十七成分、千百品目の医療用医薬品の薬剤費の二五％が保険から外され、特別料金が追加されます。追加料金を徴収しない配慮対象の類型が示されていますが、配慮されない患者は、医師が診断処方した医薬品であっても全額保険給付にはなりません。物価高騰で生活が厳しい中、受診控えでの重症化が懸念されます。とりわけ慢性疾患や難病患者にとっては、治療が継続できるかどうかという死活問題です。

国会質疑において、一部保険外の対象を薬剤に限定し、それ以外は現時点では想定していないとしています。第六十三条第二項の現時点の法解釈として答弁しているだけで、法文そのものは修正していないため、厚生労働大臣の告示で、診療、検査、診断、処置、手術、薬剤、入院医療、在宅医療など、あらゆる医療行為について保険給付の範囲を縮小、さらに、政府が軽度だとみなす疾患そのものを保険から外すことも可能とするものです。必要かつ適切な医療は、基本的に保険医療により確保するとして国民皆保険制度の理念から逸脱し、弱者切捨てになります。

三つ目の発議第六号「実効ある消費税率引き下げを速やかに行うことを求める意見書」です。

長引く物価高騰の中、国民の暮らしは厳しさを増しています。さきの衆議院議員選挙において、多くの政党が消費税減税を公約に掲げ、選挙後に行われた世論調査においても、消費税減税を求める声が大きいことが示されました。

高市首相は、国会とは別に社会保障国民会議を設置し、現在、レジシテム等を理由に、食料品ゼロでなく一％かつ二年間と限定し、来年四月をめどに実施との報道がされています。逼迫している国民生活の実態に対し、実効性に乏しい上に、緩慢な対応と言わざるを得ません。食料品だけでなく、あらゆるものが値上がりしており、食料品だけの減税では新たな負担が生じ、インボイス制度による負担の解消もされないこと

は大きな問題であり、二年間に限定していることも国民にとっては大きな不安でしかありません。

そもそも、消費税は、所得の低い人ほど負担の割合が重くなる逆進性の強い税金です。中小零細事業者においては、利益が出ていなくても赤字でも納付を迫られ、社会保険料の負担も重なり、倒産する事業者も増加しています。事業者の負担を減らし、国民生活を支えるためには、現実的に効果が高い一律五％消費税の引下げであり、二年限定などではなく、恒久的な減税が必要です。

以上、提案理由といたします。県民の命、生活、尊厳を守る立場で賛同いたしますようお願い申し上げます、終わります。

○議長（工藤慎康） お諮りいたします。発議第一号から発議第六号までは、委員会付託は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、発議第一号から発議第六号までに対する質疑がありますが、通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。

◎ 発議案に対する討論

○議長（工藤慎康） これより討論を行います。

討論は議題外にわたらないよう簡明に願います。

発議第三号に対する賛成討論、二十三番田端深雪議員の登壇を許可いたします。――田端議員。

○二十三番（田端深雪） 日本共産党の田端深雪です。

発議第三号「多様な民意の反映を損なう衆議院比例代表定数の大幅削減に反対する意見書（案）」について、賛成の立場で討論いたします。

国民主権の議会制民主主義の根本は、民意を正確に反映した国会での徹底した議論を通じて、国の進路を決めることにあります。今回の衆議院議員定数の一割削減法案は、法施行から一年以内に結論が出なければ比例代表定数を自動的に四十五削減するというもので、一割削減も、比例定数のみ削減も、いずれも民意切捨ての何物でもありません。

第一に、定数について言えば、日本の国会議員数は、主要先進国の中で二番目に少なく、国会議員が多いわけではありません。衆議院選挙制度協議会においても、議員定数削減は地方の切捨てになる、大切な国会議員というパイプを安易に減らしていいのかなどの意見が出されています。

世論調査で議員定数削減を支持する国民が多数となる背景には、議員が自分たちの代弁者として感じられない、自分たちの思いが政治に反映されていないという議員不信が根底にあるのではないでしょうか。これは、議員定数を減らすこととは次元が違う課題だと考えます。また、なぜ一割削減なのか、その根拠も示されていません。

次に、比例のみの削減についてです。比例代表制は、各政党が獲得した票数に応じて議席を配分することから、投票が無駄になることがなく、民意を正確に反映します。一方、小選挙区制は、最多得票者一人だけの議席となり、大量の死に票が生み出され、少数派の民意が反映されません。比例だけを削減するというのは、多様な国民の声がますます国会に届きにくくなり、さらに政治を国民から遠ざけることにつながります。

国民の声が届く政治、国民の投票権の平等、国民の参政権を保障する立場から、以上をもって意見書への賛成討論といたします。

○議長（工藤慎康） これをもって討論を終わります。

◎ 発 議 案 採 決

○議長（工藤慎康） これより発議第一号から発議第六号までを採決いたします。

発議第四号及び発議第五号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第六号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第一号及び発議第二号、以上二件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

発議第三号、本件の原案に賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤慎康） 起立少数であります。よって、原案は否決されました。

◎ 議 長 休 会 提 議

○議長（工藤慎康） 本職から提議があります。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため、明二十五日及び二十六日の二日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤慎康） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いた

しました。

なお、二十七日及び二十八日は県の休日ですから休会であります。
以上をもって本日の議事は終了いたしました。

六月二十九日は午後一時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十五分散会